

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号	26	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

死亡叙勲の上申書類提出期限の延長

提案団体

亀岡市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

死亡叙勲の上申書類提出期限を1週間程度延長することを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

死亡叙勲については、死亡日を含んで2週間以内に上申書類を提出することと栄典関係事務提要において定められている。

【制度改正の必要性】

本籍地が居住地と別の都道府県にある場合、刑罰等調書や除籍抄本の交付申請から原本の到着までに時間を要する。

また、死亡叙勲対象者の死亡により、遺族が死亡に係る手続や葬儀等で多忙、狼狽した状況の中、上申に必要な事項について遺族に聴取することは困難である。

【支障の解決策】

不備なく適切な上申書類を作成すること及びご遺族の喪に服す期間を一定程度確保するため、上申期限の見直しをすることが、支障の解決策と考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

上申書類作成事務の効率化が図られる。

根拠法令等

栄典関係事務提要

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、ひたちなか市、銚子市、川崎市、石川県、身延町、長野県、佐久市、豊橋市、豊田市、稲沢市、尾張旭市、三重県、豊中市、四條畷市、今治市、高知県、長崎市、諫早市、長与町、熊本市、沖縄県

○死亡日が閉庁日と重なった場合は、各種調書等の交付申請ができず、期限内に提出することがより困難となっている。

○都道府県からは2週間以内の上申が厳守とされていることから、市町村から当府には土曜日、日曜日及び休日が含まれる場合はその日数分繰り上げのうえ、死亡日を含む7日以内に資料を提出することとなっている。しかしながら、本籍地が居住地と別の都道府県にある場合、刑罰等調書や除籍抄本の交付申請から原本の到着までに時間を要する。また、死亡叙勲対象者の死亡により、遺族が死亡に係る手続や葬儀等で多忙、狼狽した状況の中、上申に必要な事項について遺族に聴取することは困難である。加えて、遺族が府外在住の場合に密に連携をとることが難しく、物品等の伝達にも負担が生じている。不備なく適切な上申書類を作成し、ご遺族の喪に服す期間を一定程度確保するため、上申期限を1週間程度延長することが、支障の解決策と考える。

○遺族が新聞お悔やみ欄への掲載を控える、死亡届の提出に日数がかかる、遺族や関係者からの連絡が遅れるケースがあり、死亡の事実確認に時間を要する場合がある。死亡叙勲対象者の遺族に対し、失意と多忙な状況の中で必要事項を聞き取ることは心苦しい。上申漏れのないよう、また不備のない上申書類を作成するため、上申提出期限の見直しが必要だと考える。

○本籍地が居住地と別の都道府県にある場合、刑罰等調書や除籍抄本の交付申請から原本の到着までに時間を要するため、期限内に府へ上申することに多大な負担が生じている。

○死亡叙勲叙位においては申請までの期日が短期間であることから迅速な対応が必要となるが、公的書類（戸籍抄本、刑罰等調書など）は取得までに日数が必要であり、確認のため更なる証拠書類を取得する場合もあるため、公的書類についてのみ数日間の猶予を設けるべきである。

○住所地と本籍地が異なる場合、死亡届の移送に時間が掛かり期限までの提出が難しいことがしばしばある。刑罰等調書及び戸籍抄本を発行する市町村によっては郵便物の集荷のタイミングが限られているため、期限までに提出することができず、総務省に直接持参せざるを得ないことがあった。死亡叙勲発令日は生前最後の日であり、生前に勲章が授与されたように擬制されていることは承知しているが、もし手続期間が1週間程度延長された場合でも、必ずしもその趣旨が損なわれるとも限らないと考える。

○死亡日から2週間とあるが市町村においては県に提出する期間がそれよりも短い。書類等の準備、調書の作成などに時間を要するため申請書類の提出期間を延長することで事務負担軽減が図られるものとする。

○刑罰等調書作成に時間を要するため期限が延長されるとありがたい。

○年末年始などに事案が発生した場合、死亡日を含んで2週間以内に上申書類を提出することはタイトで負担である。葬儀等で多忙の中、上申書類に必要な事項をご遺族に聴取することに対して、配慮が必須と考える。

○離島を多く抱える当県においても、本提案と同様、本籍地が離島の場合、刑罰等調書や除籍抄本の交付申請から原本の到着までに時間を要する。

○死亡の把握に数日間を要するが、提出期限が規定されていることから、除籍抄本等の公的書類の取得や申請書類の作成を数日で行う必要があり、事務に支障がある。

○当県でも、現住所と本籍が異なる場合、戸籍等の取得に時間がかかり、規程のスケジュールに間に合わせる事が困難である。

○死亡叙勲については、功績調書や履歴書等の作成はもとより、本籍地確認のため担当職員が遠方の自治体窓口に出向いたり、受章意思確認のためご遺族宅へ訪問するなど、短い期間の中で様々な準備を迅速・集中して行う必要があり、他の業務を後回しにしても対応せざるを得ない。加えて、対象者の死亡は予定されているものではないことから、短期間で死亡が集中してしまった場合の業務負担は非常に過多である。

各府省からの第1次回答

総務省においては、地方公共団体向けに地方自治関係の栄典事務執行にあたっての参考として作成している「栄典関係事務提要（地方自治関係）」上、死亡叙勲に係る申請手続書類の当省への提出時期を、「死亡日を含み2週間以内」と記載しているところ、内閣府提出期限の5日前までとするよう記載を変更する。（これにより、現行の取扱いに比して提出期限が最大3日後ろ倒しになる見込み。）

なお、死亡叙勲について、勲章は本来着用するものであり、功労ある者が死亡した場合には、その発令日は生前最後の日（死亡日）とされている。このような考え方に基づいて、御遺族へ速やかに勲章の伝達を行う観点から、閣議決定・御裁可の手続は死亡の日から30日以内に完了させることとなっている。ただし、死亡叙勲の手続期間については、「外国及び遠洋においての死亡、その他やむを得ない特別な事情がある場合は、この限りではない」としている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提出期限が最大3日後ろ倒しとなることにより、事務負担軽減や遺族への配慮に繋がる。

しかしながら、本籍地が居住地と別の都道府県にある場合、刑罰等調書や除籍抄本交付申請から原本到着まで時間を要することから、これらの書類については、提出期限に1週間程度の猶予をいただきたい。

また、第1次回答において「外国及び遠洋においての死亡、その他やむを得ない特別な事情がある場合は、この限りではない」とあるが、本籍地が居住地と別の都道府県にある場合を含むものとし、その旨を明確化することを求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【長野県】

管理番号 342(提案事項名:内閣府の栄典制度の推薦事務の見直し)においても、同様の回答をいただいた。総務省において提出期限が後ろ倒しになることを踏まえ、各府省庁においても同様に後ろ倒しとするよう御検討いただきたい。

【高知県】

総務省への提出時期変更については大変ありがたいが、死亡の日から30日以内に閣議決定・裁可の手続を完了することとされている手続期間を、例えば45日とする等根本的な見直しをお願いしたい。30日が45日となっても制度の趣旨を損なうものではないのではないか。

もしくは、例えば1～2週間程度の申請の遅れは、自動的に「やむを得ない特別な事情がある場合」を適用する等、柔軟な運用を検討していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

死亡叙勲について、勲章は本来着用するものであり、功労ある者が死亡した場合には、その発令日は生前最後の日(死亡日)とされている。このような考え方に基づいて、御遺族へ速やかに勲章の伝達を行う観点から、閣議決定・御裁可の手続は死亡の日から30日以内に完了させることとなっている。引き続き、制度の趣旨に沿って、適切な運用に努めてまいりたい。

なお、本籍地が居住地と別の都道府県にある場合の刑罰等調書や除籍抄本の原本提出について、総務省においては、事案ごとに事前に内閣府へ相談の上、閣議請議等に係るスケジュールに支障のない範囲であれば、都道府県からの上申書類提出期限後であっても受け付ける対応としている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号	37	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

企業版ふるさと納税による寄附額と同額を基金に積立て可能とすること

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

企業版ふるさと納税による寄附額と同じ金額を基金に積立てられるよう、地域再生計画認定申請マニュアル(各論)の改正を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

地域再生計画認定申請マニュアル(各論)[令和6年 12 月 27 日一部改正]にて、基金の運用管理(P17)として、「iv 後年度に見込まれる支出額を超える積立てを行わないこと。また、積立て額のうち、寄附の充てる分の割合を 10 割未満とすること。」と規定されている。

【支障事例】

本規定は、地方創生応援税制が地方創生を推進するための特別な税制措置であることに鑑み、特別な税控除の恩恵を受けた寄附金が全額地方創生事業に充当されることを担保するための規定であることは理解しているが、X年度に実施予定の地方創生事業に対する寄附を受領する際に、寄附者の意向によりX-1年度に寄附を受領し、基金に積み立て、X年度において当該寄附金を基金から取崩し、当該事業の財源としたい場合、後段の「また」以降の規定があるため、基金への積立額を「寄附金+ α 」にしなければならない。法人から受領した(受領する見込み)の寄附を基金へ積立てるための予算計上の際に、積立金=寄附金とならないよう、+ α 分として一般財源から1千円を足している。この+1千円については、「国のマニュアルに従うため」としか説明できず、議会や市民に対する説明に苦慮している。

【支障の解決策】

特に、寄附額(基金積立額)に対して事業費の金額が相当大きく、寄附額(基金積立額)が事業費を下回ることが明らかである場合であっても、現状では、寄附額=積立額にできないため、後段の規定を削除する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

後年度の事業の財源として必要となる金額のみを基金に積み立てることができる。

根拠法令等

地域再生法第5条、第13条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、福井市、関市、半田市、稲沢市、城陽市、西宮市、笠岡市、広島市

○当市でも基金への寄附受領の相談を受けることがあり、同様の取崩し事務が発生している。

各府省からの第 1 次回答

企業版ふるさと納税が適用される寄附は、地域再生法上、地域再生計画に記載された事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であることがその要件とされており、事業の終了時に寄附の累計額が支出の累計額を上回らないよう管理しながら事業を実施する必要がある。

寄附を基金へ積立てる場合についても同様であり、基金を活用した事業の終了時に、寄附の累計額が支出の累計額を上回らないことを担保する必要があることから、地域再生計画認定申請マニュアル(各論)2-1⑤iv 後段の規定を設けている。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

お示しの地域再生計画認定申請マニュアル(各論)2-1⑤iv 後段の趣旨について承知した。

しかしながら、後段の規定については、積立金の財源全てを寄附金にすることはできない旨を定めているに過ぎず、規定のとおり「積立額のうち、寄附を充てる分の割合を 10 割未満」とした場合でも、基金を活用した事業の終了時に、寄附の累計額が支出の累計額を上回ることにはあり得るため、ご回答にあるように「寄附の累計額が支出の累計額を上回らないこと」の担保にはなっていない。寄附額(基金積立額)に対して事業費の金額が相当大きく、寄附額が事業費を下回ることが明らかな場合でも、積立額が寄附額と同額とならないよう当市では一般財源から1千円を積み立てており、これについて議会等への説明を行う際、「国のマニュアルに従うため」としか説明できず、苦慮している。

については、後年度の事業の財源として必要となる金額のみを基金に積み立てることができるように、地域再生計画認定申請マニュアル(各論)2-1⑤iv 後段の削除、もしくは、「また、積立額のうち、寄附の充てる分の割合を 10 割未満とすること。ただし、事業費が寄附額を上回ることが明らかな場合は、寄附額と積立額を同一とできるようにする。」といった、寄附額と積立額を同額とする余地を認めることについて、検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【城陽市】

「基金を活用した事業の終了時に、寄附の累計額が支出の累計額を上回らないことを担保する必要がある」とのことであるが、「積立て額のうち、寄附を充てる分の割合を 10 割未満とすること」と「寄附の累計額が支出の累計額を上回らないこと」の間に何ら因果関係がなく、担保できないと考える。

本市が基金積立の制度設計を検討する際に内閣府担当者にこの件について問い合わせたところ、寄附金の使い切りを担保するため、積立額は寄附金のみではなく、他の予算(一般財源等)を入れる制度設計としたとのことであった(当初は 5 割未満のところを緩和して 10 割未満としたとのこと)。しかしながら、寄附金以外の予算を合わせて積立てることをもって、寄附金の使い切りを担保できる根拠は無く、目的と手段に著しい乖離があると考ええる。

【西宮市】

「基金を活用した事業の終了時に、寄附の累計額が支出の累計額を上回らないことを担保する必要がある」との回答が示されたが、基金積立時に確実な支出を見込んでいた事業であっても、不測の事態による事業規模の縮小や事業そのものの中止により、寄附の累計額が支出の累計額を上回る状況となってしまう可能性をゼロにすることは不可能である。

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する Q&A(第 15 版)〈事業実施・実施状況報告編〉の Q8-2 には、「天災等のため事業実施が困難となった等により、やむを得ず受領した寄附の総額が事業費を上回った場合は、受領した寄附のうち事業費を上回った部分について、寄附企業の理解を得た上で、他のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の費用に充てることにより寄附の総額が事業費を超えないようにしてください。」とされているため、基金を活用した事業についても同様の取扱いとし、「積立て額のうち、寄附の充てる分の割合を 10 割未

満とすること。」との規定は削除していただきたい。

【広島市】

提案市が提案しているとおり、寄附額(積立額)に対して事業費の金額が相当大きく、寄附額(積立額)が事業費を下回することは明らかである場合でも、寄附額<積立額にするために一般財源から積立額を追加することは理由がないため、地域再生計画認定申請マニュアル(各論)の改正を求める。

加えて、基金への積立については、寄附法人の意向により寄附の受入年度など影響を受けるため、その意向等を確認しやすくなるよう、また、併せて、事業の公正な実施のため、寄附法人の関与等について明確に確認できるよう、何らかの手続的な規定を設けるなど、本制度の健全な発展に向けた改善策等を講じることを求める。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

提案団体からの提案を踏まえ、地域再生計画認定申請マニュアル(各論)の改正により対応することとし、詳細は税制改正プロセスの中で検討を進めてまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号	67	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

国からの定例的な調査・照会等における一斉調査システムの活用

提案団体

千葉県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

別紙の調査リストに記載の国から定例的に実施されている照会等については、調査・照会(一斉調査)システムなどクラウド上に入力フォームを作成の上、そこへ回答する方法としていただきたい。さらに、入力項目が多い調査については、調査・照会(一斉調査)システムに市町村が Excel で作成したデータ(CSV データ等)をアップロードし、自動で入力できるように改修していただきたい。

また、管内市町村や全国の都道府県・市区町村の回答も参照できる集計・分析機能等も備えることで、単にとりまとめ集計を行う照会等については都道府県の経由を廃止することが望ましい。

【例】

○一斉調査システムへの CSV アップロード機能の整備

市町村が Excel で作成した回答データを CSV 形式に変換し、一斉調査システムにアップロードすることで、回答内容の入力、集計、分析が自動化される機能。

具体的な支障事例

別紙の調査リストに記載の総務省から定例的に実施されている照会等については、現状、照会様式がエクセルやワードで行われていることがほとんどである。

令和4年提案により、調査・照会(一斉調査)システムを活用するよう関係府省に通知がなされているとのことであるが、同システムへ入力フォームが設けられ、直接入力する方法により回答が求められている照会は少なく、通知にとどまることが多い。

市町村への照会・回答状況の確認・催促・取りまとめ集計について、処理に多くの時間を費やしているところである。

定例的に行われている各種照会については、年々、回答項目の増大によりエクセルファイルサイズが大きくなる傾向にあり、データの結合処理等に要する時間が長くなっている。(市町村から修正があった場合は結合処理をその都度行う必要がある。)

① 定例的な調査 107 件(別紙のとおり)

② ①の内、「一斉調査システム」により通知・依頼があったものの件数 1 件

③ ②の内、「一斉調査システム」により報告・回答を行ったもの(同システム上へ数値等を入力する方法により報告・回答したもの)の件数 0 件

④ 定例的な調査のうち、取りまとめや確認・集計等に労力を要する調査の例

○ふるさと納税に係る指定制度の運用について

市町村からの返礼品指定に係る申出書(追加含む)のとりまとめを行うが、約 30,000 品目の返礼品について、職員4名で 200 時間をかけ、申出書の記載内容の確認や品目ごとに基準該当性を満たしているかの確認を行っている。

○ふるさと納税現況調査

前年度のふるさと納税の受入額、募集費用、募集時の取り組み、公表状況等、人気返礼品の照会等のとりまとめを行うが、当県の管轄 54 市町村分を職員 1 名が半日をかけ集計・チェック等を行っている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

クラウド上への回答とする照会方法が構築されれば、回答管理や取りまとめ集計が効率化されるとともに、都道府県を経由する必要がなくなることによる業務負担の軽減につながる。

また、全国の回答も参照できる集計・分析機能等を備えることにより、施策の企画立案への活用が容易となる。

【例】

○CSV アップロード機能の整備による効果

自動で集約・確認できる機能を導入した場合は、取りまとめにかかる時間と労力が大幅に削減され、県・国側の集計作業効率化が期待できる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、埼玉県、神奈川県、静岡県、三重県、奈良県、山口県

○当該業務の効率化が図られ、負担軽減が期待される。

○当県でも、市町村への照会・回答状況の確認・催促・取りまとめ集計に係る事務処理に多くの時間を費やしている。

提案団体における事例と同様、定例照会に係る回答内容のとりまとめやデータ結合処理、ふるさと納税指定制度における返礼品指定に係る申出書の確認等に多くの時間を要するほか、固定資産税の概要調書をはじめ、照会期間中の回答様式の差替えがあった調査については、正しい様式による回答がなされているか確認する時間も追加で生じている。

【税政担当分】

①22 件 (No.86－107)

※調査期間内に様式差替えがあったもの：14 件 (別紙 No.86－91・93・95－97・99・100・103・105)

②0 件

③0 件

④(1)ふるさと納税指定制度における返礼品指定に係る申出書確認

指定期間：令和 6 年 10 月～令和 7 年 9 月

返礼品数：19,746

所要時間：160 時間

(2)ふるさと納税現況調査(令和 5 年度分)

所要時間：32 時間

【行政担当分】

①29 件 (別紙 No.1－27,29,30)

②1 件 (別紙 No.27)

③1 件 (別紙 No.27)

④—

各府省からの第 1 次回答

【内閣府】

関係省庁と速やかに連携の上、調査・照会(一斉調査)システムの活用を前向きに検討したい。

【総務省】

別紙の調査リストに記載の回答は、別添のとおり。

一斉通知・調査システムの改修に係るご提案に関しては、まず、自治体側において回答フォーマットを Excel でダウンロードし、入力の上、アップロード可能とすることについては、本年3月のシステム改修により既に実施可能となっているところ。

また、各自治体が全ての調査対象団体の個別回答を参照し集計・分析を実施できるようにすることについては、従前より、調査実施省庁が取りまとめた調査結果をシステム上で調査対象団体へ公開できる機能が備わっているため、現行システムにおいても、調査実施省庁が全ての回答を調査結果として公表することにより対応可能である。

なお、他団体に参照されたくない回答がある調査も存在する可能性があることから、全ての調査について全回答を一律に公開することはできないと考えられるため、調査実施省庁の判断により、全ての回答・自由記述部分以外・個人情報を除く部分など、それぞれの調査特性に応じて公開可能な情報を取りまとめる必要があるものであり、これをシステム上で実現するには、毎回、回答ごとに公表可否を自治体を選択するような機能を追加するシステム改修も必要になるものと考えられる。

本システムは、利便性向上による利用拡大を図るため、本年3月に大規模なシステム改修を実施しており、次期システム改修については、この新システムの運用を通じて、各府省庁や自治体から更なる改善点として寄せられた内容も含め、費用対効果も踏まえ検討し、令和9年度予算要求において必要な予算を確保するよう取り組んでまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本年3月のシステム改修により、回答フォーマットをエクセルでダウンロードし、入力の上、アップロードすることが可能となっているとのことだが、現行の仕様では、単にデータのアップロードにとどまり、回答フォーマットに回答が転記されるわけではなく、回答漏れや回答形式の誤り(数値を記載すべき項目に文章が記載されている等)についてシステム上で確認することができないため、取りまとめを行う都道府県が市町村の回答を個別に確認する必要があると認識している。回答のアップロードについては、アップロードの際に調査・照会(一斉調査)システム上の入力フォームに転記されるような仕様に変更していただくことで、回答漏れ等の形式的な確認をシステムでチェックすることができ、市町村の回答の確認や取りまとめをより効率的に実施することができるような仕様としていただきたい。

また、各自治体が全ての調査対象団体の個別回答を参照し集計・分析を実施できるようにすることについては、従前より、調査実施省庁が取りまとめた調査結果をシステム上で調査対象団体へ公開できる機能が備わっているとのことなので、当該機能が一層活用されるよう調査実施庁への周知をお願いしたい。

さらに、他団体に参照されたくない回答を含む調査についても、調査実施庁と各自治体がそれぞれの観点で公表可否を判断できるよう、個人情報を含む項目など特定項目を一律で非公開とする機能や、公表の可否を自治体を選択できる機能の追加を検討いただきたい。

なお、関係府省により示された各調査の1次回答に対する当県の見解は、別紙のとおり。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神奈川県】

調査・照会(一斉調査)システムの活用を前向きに検討したいとの回答について、都道府県の経由を廃止し、市町村から国に対して、直接システム上で回答を行う方法に移行することについても、検討内容として明記してもらいたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

【各調査・照会等を実施する関係府省】

マクロや Excel 関数が組み込まれているものは一律に移行不可と結論づけるのではなく、回答項目や集計方法を見直すことで一斉通知・照会システムへの移行を実現する余地がないか検討いただきたい。

【一斉通知・照会システムを所管する総務省】

都道府県経由を廃止した場合において、国が対応すべきこととなる問合せ、督促、データ確認、疑義照会については、本年3月のシステム改修においてQ&A機能の追加等がされたことにより、事務負担の軽減が見込まれる。こういった機能改修の情報を適切に各調査の所管課へ周知いただくとともに、次期システム改修においては、回答フォーマットに Excel 関数やマクロと同等の機能を設けるといった改修を検討いただきたい。

調査結果の公表については、都道府県が結果を編集・分析できるファイル形式での公開を積極的に進めるよう、調査実施省庁へ通知いただきたい。

各府省からの第2次回答

【各調査・照会等を実施する関係府省（内閣府）】

次回調査より、一斉調査システムの活用を予定している。

【各調査・照会等を実施する関係府省（総務省）】

別紙（管理番号 67）のとおり

【一斉通知・調査システムを所管する総務省】

本システムは、本年3月の改修により、回答フォーマットをエクセルでダウンロードし、入力の上、アップロードすれば、システム上の入力フォームに転記されるような仕様に既になっているところ。なお、必須入力項目の指定や、数値チェック機能（数値が入るべきところに文字が入っていたらエラーになるような機能）なども既に実装済みである。

調査結果公開機能の積極的な活用については、今年度中をメドに各府省庁へ周知するよう検討してまいりたい。

本年3月の改修内容等の紹介については、本年4月に各府省庁・自治体向けに開催したオンライン説明会において紹介するとともに、本年7月に各府省庁に対して発出したシステム利用拡大を依頼する通知においても、その内容をお知らせしたところだが、前述の調査結果公開機能の活用とあわせて改めて各府省庁へ周知してまいりたい。

次期システム改修については、本分権提案や各府省庁・自治体から随時寄せられているご意見・ご要望の内容などを中心に、費用対効果も踏まえ検討し、令和9年度予算要求において必要な予算を確保するよう取り組んでまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号	84	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査」と「指定避難所の防災機能設備等の確保状況に関する調査」の合理化

提案団体

岡山県、福島県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省

求める措置の具体的内容

「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査(文部科学省)」の「Ⅱ:防災機能設備等の確保状況」と「指定避難所の防災機能設備等の確保状況に関する調査(内閣府)」を、次回調査においては、内閣府調査に一本化すること。

また、調査内容・方法を見直し、現行の市区町村を単位として項目ごとに該当数等を回答する形式から、各避難所の所在地や、各項目における状況を回答する形式とすることで、国・都道府県・市町村の防災担当部局と教育担当部局が、調査を通じて避難所のデータを容易に共有できるようにすること。(「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査」(文部科学省)における「石綿含有断熱材使用煙突状況」のようなものを想定。)

さらに、調査結果については、内閣府から文部科学省、都道府県防災担当部局から教育委員会経由で各学校、市町村防災担当部局から教育委員会経由で各学校といった形で、各機関レベルで確実な情報共有を図ること。

具体的な支障事例

本調査への回答に当たり、ほぼ同じ内容を文部科学省と内閣府に報告するために、都道府県・市町村の防災担当部局・教育委員会・学校が連絡調整を行っており、非効率な事務処理となっている。

また、本来の避難所設備等主担当ではない教育委員会職員・学校職員が持っている情報だけでは、調査要領に沿った正しい回答ができず、誤回答が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

調査を一本化することで、調査の回答精度が向上するとともに、都道府県・市町村の教育委員会・学校における事務負担が軽減される。

また、調査内容・方法を見直すことで、調査を通じて避難所の個別具体的な情報を、国・都道府県・市町村の防災担当部局と教育担当部局が共有することができ、災害に備えた平素からの連携強化や、災害時の迅速な支援などにつながる。

根拠法令等

調査依頼事務連絡

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、川崎市、名古屋市、小牧市、寝屋川市、熊本市、宮崎県

○それぞれ一方の部局がもう一方の部局に確認しながら回答する事象が生じており、非効率である。
○当市においても同様に、回答作成に相当な時間を要しており、また文部科学省と内閣府それぞれの回答を突合させる手間がかかるため、各関係局・課職員の負担となっている。

各府省からの第１次回答

類似調査であるため、御指摘の通り、内閣府調査に一本化して実施するべきと考えており、次回調査の際には、一本化を前提に調整を行うこととする。
なお、施策の推進にあたり、引き続き各施設の防災機能設備等の確保状況について把握する必要があると考えているが、調査の方法や頻度等については、自治体の負担も考慮して実施する必要がある。御提案いただいた内容を参考に文部科学省及び内閣府において、対応を検討してまいりたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

調査の一本化を確実に実現していただくとともに、調査実施に際しては、自治体の事務処理の効率化及び事務負担の軽減が図られるものとなるよう御配慮いただきたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【川崎市】
回答のとおり、一本化していただきたい。調査項目についても、できるだけ簡素化し、真に必要な項目だけを調査するように改定してほしい。これまで調査していたから今後も調査するのではなく、データを活用する項目のみ調査するよう、調査項目を精査し、不要な調査項目は削除するよう、検討してほしい。また、毎年調査項目を見直し、データを活用していない項目については、次年度以降は調査項目から外すよう、ルール化してほしい。項目ごとになぜ調査するのか、調査理由を明確にし、回答する側に示してほしい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第２次回答

第1次回答のとおり、次回調査の際には、内閣府調査に一本化することを前提に調整を行うこととする。
また、地方公共団体の事務負担軽減のため、調査項目については、施策の推進にあたり真に必要な項目となるよう精査してきたところであるが、文部科学省及び内閣府において、調査の方法や頻度等も含め、対応を検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号	91	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る調査等のオンライン化

提案団体

岡山県、山梨県、全国知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関係事務について、地方公共団体に対して行われる調査をクラウド上や一斉調査照会システムで回答できる等の簡易化を図るとともに、臨時交付金を活用した事業の実施状況とその効果の公表についても、都道府県による取りまとめではなく、国がクラウド上で一元的に管理・公表する仕組みとするよう求める。

具体的な支障事例

当県では、国の法定受託事務として、調査事務等の回送、集約を行っており、その調査事務等について改善を求めるもの。
現在、都道府県を経由して行われる調査等(例:支給状況調査、通年隔週実施、臨時交付金を活用した事業の実施状況とその効果の公表等)では、国から送付された回答様式を管内市町村へ展開し、各市町村の回答を都道府県が取りまとめ、国に提出する仕組みとなっている。しかし、都道府県が市町村の入力内容を再度手入力する必要があり、二重入力の手間が発生している。また、都道府県での再入力時にミスが発生しないよう事務負担が発生している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村が直接クラウド上や一斉調査照会システムで入力できる仕組みを導入することで、都道府県での回答様式の展開、とりまとめが不要となり、事務効率の向上と入力ミスの削減が期待できる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、長野県、愛知県、大阪府

○当該業務の効率化が図られ、負担軽減が期待される。

○制度が複雑であり事業執行に多大な事務負担を強いられているところに、回答のとりまとめ期間が短く、隔週実施の調査がある等、とりまとめをする都道府県と回答をする市町村の双方に大きな事務負担がかかっている（短期間で同一の調査をする趣旨・目的・その成果についても不明確である。）。特に、給付金等の事務を執行している市町村に対し、短期間で複数回の調査を実施することは、地方自治体の限られた人的リソースを奪い給付金事務自体への支障となっていると考える。既存の技術等で省略可能な都道府県による取りまとめの事務負担をなくすことはもちろんだが、調査の実施間隔についても延伸する等検討が必要である。

各府省からの第1次回答

地方公共団体に対して行われる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関する調査を、「一斉通知・調査システム」を活用した調査（給付金の進捗状況、事業の実施状況とその効果の公表など）へと段階的に移行するための検討を行う。

なお、回答フォーマット変更の都合上、国からの照会等が増加する可能性もあるが、その点ご承知おきいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案の目的は、事務効率の向上と入力ミスの削減を通じて、地方自治体の負担を軽減することである。

「一斉通知・調査システム」を活用した調査への段階的な移行を行うことを検討するとの回答であるが、「一斉通知・調査システム」に限らず、本目的が達せられるよう、最善の方式を検討いただきたい。

また、移行段階も含め、オンライン化の結果、回答フォーマットの変更に伴い国からの照会・調査が増加するようであれば、事務負担が増加し、本提案の目的を達成できなくなる恐れがある。このため、調査内容を必要最低限の項目に簡略化することや調査の頻度を最低限とすることも御配慮いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【長野県】

移行に向けて前向きに検討いただけるとのことで一定ご理解いただいたと思うが更なる改善対応を求める。

一斉調査システム等を活用した調査手法への移行について、現に給付金事務を執行している地方公共団体の負担軽減をいち早く図るためにも、早期に対応すべきである。

また、国からの照会等については、最低限の回数・事務負担で実施していく必要があるため、照会回数は減少するよう検討をお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行の都道府県を経由する運用では、二重で調査・報告内容の入力・確認作業が発生しており、非効率的である。迅速かつ正確な情報収集・公表を実現するため、クラウド等を活用して市町村が国へ直接報告できる仕組みを構築するとともに、照会についても、実務上必要かつ十分な頻度に留めるよう強く求める。

各府省からの第2次回答

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関する調査の実施に当たっては、地方公共団体の事務負担軽減が図られるよう、「一斉通知・調査システム」の活用について検討を進めているところ。

また、調査項目の簡略化や調査頻度の最低限化については、調査趣旨等を踏まえ、実務上必要かつ十分な頻度となるよう留意したい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号	93	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

消防分野における叙勲等栄典事務に係る手続きの効率化

提案団体

宮崎県、岐阜県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

調書等作成における記載内容や提出書類の削減など作成書類の簡素化及びシステム化や事務効率化のためのツールの導入を要望するもの。

具体的な支障事例

栄典分野における手続きは非効率な面が多く、事務負担が大きい。特に消防分野における栄典事務は消防吏員・消防団員を対象としており、通常の叙勲・褒章に加え、危険業務従事者叙勲もあるなど、他省庁分と比較して人数が多い状況。
現在、エクセルやワードファイルにより消防庁との事前協議を行っているが、提出書類に記載する内容に詳細なチェック項目があり、各市町村や都道府県の事務負担となっている(修正・確認指示等による手戻りや再提出が多発している)。
また、消防庁に協議資料を提出するまでの期限が短いため、できるだけ効率化を図る必要がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

他県の消防主管課担当者にお問い合わせを行ったところ、当県と同様、事務の負担が大きく、効率化を希望している。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

システム化などで事前協議等の効率化を図ることにより、自治体のみならず、消防庁にとっても事務の負担軽減になると考えられる。

根拠法令等

春秋叙勲候補者推薦要綱(平成15年5月16日内閣総理大臣決定)ほか

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、函館市、花巻市、相模原市、山梨県、長野県、静岡県、大阪府、広島市、高松市、高知県、熊本市

○提出書類の種類及び記載量が多く、死亡叙勲、叙位に係る事務については突発的に発生し、かつ、提出まで

の期間も短いことから事務負担が大きい。また、国の運用基準に基づき該当者名簿を作成し、選定者を上申し
ていることから、功績調書や履歴書等の記載内容の見直しや削減を図る必要がある。
○栄典分野における手続きについては、事務負担が多いことから、書類作成などの一連の事務をシステム化す
ることにより、消防本部、県、国それぞれの担当者の事務負担軽減と効率化が図られ有効であるとする。
○提出書類や調査項目が非常に多く、さらに提出までの期限が短いため、事務の負担が大きい。
○内容の煩雑さによるチェック漏れや事務負担などが見受けられ、システムやツールの導入による効率化は必
要と考える。特に名入れのやり直しが発生した場合は国担当者の事務負担も増加につながると考える。
○当県の場合、主として庶務・経理事務を担当する職員が、合わせて栄典、表彰関係事務を担当しており、業務
の繁忙期が重なることも多いことから、事務の簡略化、効率化については望ましいと考える。

各府省からの第1次回答

栄典の候補者として推薦いただくに当たり、内閣府賞勲局が各府省に提出を求めている主な資料は①審査票、
②功績調書、③履歴書、④刑罰等調書及び⑤戸籍抄本（除籍抄本）であり、いずれも功績内容等を確認するた
めに必要なものである。
①審査票、②功績調書及び③履歴書については、功績を漏らさないようにしつつも、簡潔に要領よく作成いた
だくよう各府省へ依頼をしている。このため、①審査票及び③履歴書については、最低限記載いただきたい事項等
を整えた Excel 様式をすでに提供しており、また、履歴書を作成した際に、履歴書の情報から審査票を作成でき
る「審査票等作成支援ツール」も提供している。
栄典は候補者の生涯全ての経歴・功績を総合的に評価し表彰するものであるところ、どのような経歴や功績を
持つかはまさに人それぞれ異なるものであり、その記載をシステム化することは困難であることから、内閣府賞
勲局は各府省に対し、最低限必要な様式・記載内容を示している。①審査票、②功績調書及び③履歴書の書類
や記載内容をこれ以上省略した場合、候補者がどのような経歴・功績を持つのか適切な確認・評価を行うことが
できなくなり、本来受けられる評価とは異なる評価にもつながりかねない。国家や公共に対し優れた行いのある
方を表彰するという制度趣旨にご理解いただき、候補者が評価されるべき評価を受けられるよう引き続き推薦書
類の作成にご協力願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現在、栄典事務に係る事前協議資料については、各市町村が指定様式により作成した資料を都道府県がとりま
とめ、紙媒体で消防庁に提出後、同庁から審査を受けているため、今後は、各市町村からの電子申請により各
様式の審査手続きができるよう検討をお願いしたい。
関係書類や記載内容は最低限度のものとなっていることは理解できるが、電子申請手続きにおいて、システム
化が困難な資料は既存のデータファイルを添付することや、戸籍抄本、刑罰等調書及び兵籍簿等の資料は各
省庁間の情報連携システムによる照会を活用すること等により審査を効率化できるよう、引き続き、検討をお願い
したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの
向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。
あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求
める。

各府省からの第2次回答

履歴書を作成した際に、履歴書の情報から審査票を作成できる「審査票等作成支援ツール」について、適切に
周知されるよう対応する。
既存の電子申請手続きは、申請者本人が本人の情報を利用されることに同意したうえで申請していると思われ
る。栄典は、各都道府県及び各府省が功績のある候補者を推薦しているものであり、候補者本人の同意を得て

推薦するものではないため、申請者本人が本人の情報を利用されることに同意して申請することが前提となっている手続きと同様に対応することはできないのではないかと考えている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号	141	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

構造改革特別区域計画認定申請事務における都道府県経由の廃止

提案団体

愛知県、全国知事会

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

構造改革特別区域計画認定申請にかかる事務(意向調査及び申請開始通知の展開)について、総務省の「調査・照会(一斉調査)システム」等を活用することにより、事務の省力化を行うこと。

具体的な支障事例

【現行制度について】
国が地方公共団体に対し行う調査については、令和4年 11 月 15 日付け総務省地域力創造グループ地域政策課事務連絡により、一斉調査システムの活用を促すよう、関係府省に通知されているところである。
構造改革特別区域計画認定申請については、認定申請受付開始の案内及び申請の意向調査の実施にあたり、都道府県に管内市区町村へ速やかに周知するようメールで依頼されるため、都道府県においては、当該メールが届いたら各市町村へ周知を行っている。なお、同依頼については、構造改革特区の Web ページにも掲載されること、また回答は都道府県を経由せず市町村から直接内閣府に送付することから、依頼についても都道府県を経由する必要はないと考える。

【支障事例】
通知を展開するにあたり、①内容を確認する、②通知文を作成し内部で決裁を取る(この際、事前に認定申請の相談を受けている市町村には別途スケジュール等の案内通知を作成することもある)、③各市町村に展開する、という一連の作業が発生する。そのため、通知1件の展開につき、担当者の作業時間や、決裁関与者の確認時間も含み、少なくとも 15 分程度の時間を要する。

【制度改正の必要性】
都道府県を経由する必要がないのにも関わらず、無駄な事務が発生している。なお、支障事例②で記載した別途特定の市町村への案内が必要と思われる場合でも、一斉調査システムにて通知を確認した後に、別途案内を行うことで差し支えない。

【支障の解決策】
構造改革特別区域計画認定申請に係る事務について、総務省の「調査・照会(一斉調査)システム」等を活用し、国から全自治体へ一斉に周知することを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県における事務負担軽減、国が一括処理を行うことによる情報提供の迅速化及び事務の効率化につな

がる。

根拠法令等

構造改革特別区域法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、花巻市

○本県では年3回設けられている認定申請期間と、それに先立ち行われる事前の意向調査について、県内市町村が非常に多いため、一度出先機関に通知し、出先機関においてその通知を市町村向けに修正し、各機関管内市町村向けに通知している。そのため、本県全体で相当な事務負担が生じている。しかしながら、市町村あての通知内容は基本的に内閣府が送付する内容ママであり、さらに認定申請や意向調査への回答にあたっては、本県を経由せず市町村から直接内閣府に提出可能なため、通知自体を県経由で送付することに特段の意義が見いだせない。

○当該業務の効率化が図られ、負担軽減が期待される。

各府省からの第1次回答

構造改革特別区域計画認定申請事務については、次回認定申請時より、都道府県経由を廃止し、内閣府から関係自治体に直接通知・照会を行うこととする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

内閣府の第1次回答に対して異論はないが、次回認定申請時以降の具体的な通知・照会方法をお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

調査・照会（一斉調査）システムが稼働している現状を踏まえれば、都道府県を経由して市町村へ通知を展開する必要性は乏しい。業務の効率化と迅速な情報発信の観点から、国が市町村へ直接通知を行う運用への見直しを強く求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（骨太方針 2025）や「地方創生 2.0 基本構想」等の閣議決定文書において、経路事務の廃止が政府方針として明示されていることに加え、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく「経路調査の一斉調査システムの利用拡大等に係る共通化推進方針」が策定されていることから、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

次回認定申請時以降の具体的な通知・照会方法をお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

内閣府から関係自治体に対し、メールにより通知・照会を行うこととする。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号	142	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

国際戦略総合特区設備等投資促進税制における事業実施決定時期の明確化

提案団体

愛知県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

国際戦略総合特区設備等投資促進税制を活用する際の事業実施の決定がされたタイミングの考え方を通知等の発出により明確化すること

具体的な支障事例

国際戦略総合特区設備等投資促進税制については、事業実施が決定する前に、内閣府との事前協議及び法人指定が必要とされており、平成 26 年5月 22 日付け事務連絡において、事業実施の決定を判断する考え方の方針が示されている。

当事務連絡内で、建物を建設する際の事業実施決定時期の判断の考え方については、(5)②にて「工事着手のタイミングで判断する」と明記されているものの、機械・装置等を取得する際の事業決定時期の考え方については記載されていない。なお、令和6年 10 月に、内閣府へ問い合わせたところ、機械・装置等を取得する際の事業実施のタイミングについては「契約締結時点」であるが、契約締結時点では、重要な内容が決定しておらず、その後これが決定される場合は、例外的に「当該重要な内容が決定された時点」で判断するとメールで回答があった。他の地方公共団体でも同様のケースがあると思われ、事業者に円滑に説明を行う観点からは、通知等で全国的にその旨を示していただくことが望ましいと考えている。

なお、内閣府地方創生推進事務局 HP 上の利子補給制度 QA において、事業の「着手」とは、「機械・設備の導入の場合には、当該据付け」などが該当します」とされている。さらに、中小企業経営強化税制 Q&A 集(ABCD 類型共通)共―10 において、取得とは「機械等の所有権を得たこと、つまり機械等の購入等をしたことを指す」とされ「検収が終わっていない設備については、引き渡しが進んでいないことから一般的に未取得の状態」と考えられるとされている。このように事業実施を決定したタイミングは、機械装置の検収を行い、引き渡しを行った時、つまり機械装置の取得をしたときであると考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

自治体において、迅速かつ公平な取り扱いが可能となる。また、事業者にとっても税制の活用の見通しについて判断が容易となるため、事業実施の迅速化が図られ、国家戦略総合特区の活性化に資することとなる。

根拠法令等

総合特別区域法第 26 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

神奈川県、川崎市

○当市管内の特区において、特区税制支援認定のための協議を内閣府と実施し、法人指定の手続きを行っている。機械・装置等の取得について税制の適用を受ける上で、特区計画への位置づけに関して、内閣府の提出様式では「取得日（自ら機械・装置等の製作を行う場合は着手日）まで」とされているが、法人指定に係る期日についてはそれを示す通知がなく、事業者へは自治体から個別に確認し説明する必要がある。当市においても、事業者との間に認識の齟齬が生じる恐れがあり、考え方を明確に示した通知等の発出が必要である。

各府省からの第 1 次回答

機械・装置等を取得する際の事業実施のタイミングについては、原則として令和6年 10 月の回答のとおりであるところ。

実際にはこれらの考え方を踏まえて、事業ごとに判断を行っていることから、新たな通知の発出については、新たな齟齬が生じないように、各特区自治体や活用事業者からのご意見を踏まえつつ検討を進める。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

新たな通知の発出について、前向きに検討を進めていただきたい。その際、原則とされている「契約締結時点」について、「据付け時点」へと見直すことも検討していただきたい。据付け時点であれば検収が完了しており例外的な対応が発生しにくく、かつ、利子補給制度と整合的な判断がしやすいため、タイミングとしてより適切であると考えている。

また、タイミングの明確化による事前協議等の迅速化を図る観点から、本提案について、早期の検討を進めていただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

本税制については本年度末に適用期限を迎えることから、これまでに地方公共団体等から受けた相談内容等を踏まえた、法人指定等の手続に関する運用の整理及び周知について、令和8年度税制改正の状況を踏まえて方針を決定し、適切に対応してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号	173	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

未回収の診療報酬返還金の国返還についての取り扱いの見直し

【提案と類似の支障を有する制度等】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金(埼玉県／内閣官房、内閣府、総務省)

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

未回収の診療報酬返還金の国返還について、市町村が債権として調定した額を国への返還金とするのではなく、適正な債権管理を前提に、市町村が収納した額を国への返還金にすること。

具体的な支障事例

【現行制度】

未回収の診療報酬返還金の国返還について、国民健康保険における診療報酬返還金は、保険医療機関等からの返還の有無に関わらず、債権として調定したものは国に返還することとされている。

【支障事例】

令和4年度に県内の市町村において、保険医療機関に対する国の適時調査により、高額の診療報酬返還金が生じる事例があった。地方厚生局は、医療機関に対して、市町村に直接返還するよう指導しているが、当該保険医療機関からは返還が困難であると申し出があった。市町村は回収に向け努力をしているが、徴収不能な場合でも国への返還が必要となり、大きな財政負担になっている。

【制度改正の必要性】

保険医療機関に対する国の適時調査により生じた診療報酬返還金について、適切な事務執行の責務を果たし、かつ、返還金の徴収について十分な努力をした上で、徴収不能な場合においても、市町村のみの自主財源で返還することは適切ではない。

生活保護や介護保険制度では消滅した債権額等の控除や不納欠損額の報告による精算が行われており、本制度においても同様の仕組みが必要と考えている。なお、生活保護や介護保険制度を見るに、こうした措置によって受給者や事業者の不正等に繋がっているとの事実はないものと認識しており、当該措置の実現によって不正増加につながることはないと考えている。

【その他】

自立支援給付費等に関しても、未回収の返還金を市町村等が国に返還することについて見直しを求める提案が令和7年提案の一つとして提出されているところであり、同様に徴収困難な返還金を市町村等が負担することとなっている類似の制度についても、見直しをされたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

複数の市町村から声が上がっていたことから、県で提案することとした。国に提案することについては、全市町

村から合意を得ている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により行政の適正化につながる。

根拠法令等

国通知 平成 25 年 7 月 19 日付 保国発第 0719 第 1 号「不当利得の返還金に係る債権管理の適正化について」
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、館林市、柏市、川崎市、燕市、吹田市、安来市、大野城市、熊本市

○当提案は財政の健全化と事務の効率化に寄与する。

【提案と類似の支障を有する制度等】

○以下の類似する制度についても見直しを求める。

【現行制度】

新型コロナウイルス感染症の無料検査事業における不正受給事案について、事業者等からの返還が見込めない場合は、県の財政負担のもと速やかな国庫返還手続を行うこととされている。

【支障事例】

県内で実施した新型コロナウイルス感染症の無料検査事業において、一部事業者について、不正受給が確認されたため、補助金交付決定の取消等を行った。県は、当該事業者に対し、返還命令及び返還請求訴訟を提起するなど、全額回収に向けて徹底した取組を行っているところであるが、複数の都県から、多額の返還命令がなされている事業者もあり、全額回収に相当の困難が予想されている。

【制度改正の必要性】

当事業は、新型コロナウイルス感染症の感染対策と日常生活の回復の両立を図るため、国の定める要綱に基づき行われたものである。

一方、国は、不正受給等に基づく補助金の取消事案について、その回収だけでなく、回収不能となった場合の国庫返還についても、都道府県のように強いている。

当交付金による事業実施に当たり、都道府県は国に実施計画を提出し、交付対象経費については国が実施計画を基に判断・交付を行っているにも関わらず、都道府県が適切に事務執行と事業者の監督を行い、その上でも不正が発生した状況において、回収に向け最大限取り組んだ場合にも、都道府県に全責任があるとして、全額を返還すべきとすることは不合理であるため、交付金返還においては都道府県の負担の全部若しくは一部を免除すべきである。

【根拠法令】

国事務連絡 令和 6 年 6 月 28 日「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」での不正が疑われる又は確定した事業者への対応について

国事務連絡 令和 6 年 11 月 6 日付「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の会計検査の結果に対する会計検査院の所見を踏まえた対応について」

各府省からの第 1 次回答

適正な債権管理の観点のほか、国費にも影響を与えるものであることから、ただちにご提案のような取扱いに変更することは困難と考える。

【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金（内閣官房、内閣府、総務省）】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」については、都道府県から国へ提出される検査促進計画に基づき、都道府県が所定の検査無料化の取組を実施する場合に当該交付金により支援するものである。

また、当該交付金については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。)における「間接補助金等」に該当し、補助金適正化法第 18 条第 3 項において、「各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。」とされているところである。

国としては、引き続き、都道府県に対して、不正が疑われる事業者への調査や不正事業者への債権管理・保全を適切に実施するよう周知するなど、不正受給された交付金の返還に向けて適切に対応してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

国は、市町村などの保険者に対して、「医療給付費の過誤払による不当利得の返還金が発生した場合は、返還金債権の全額を速やかに確定させ、収納されるか否かにかかわらず、調定した上、適正に債権管理を行うとともに、債権回収に努めること」とし、調定した額については「すべて療養給付費等負担金の対象費用とならない」ことから、全額返還を求めるものとしている。

保険者は、保険医療機関又は保険薬局から療養の給付に関する費用の請求があったときは、厚生労働省令等の規定に基づき審査し、支払うものとされている。

厚生労働省令によると、費用の算定は医科診療報酬点数表などに基づき算定することとされているが、このうち基本診療料等については、保険医療機関が、当該保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生(支)局に、施設基準等について届出をし、受理された内容に基づき、算定をすることとされている。

当提案の支障事例として示した返還金は、保険医療機関の体制が届け出された施設基準等に適合していないことに伴い発生したものである。これは、地方厚生局が実施した適時調査において初めて判明したもので、保険者が法令に基づき診療報酬明細書の審査を実施しても、適正な給付が行えるものではない。

医療給付費の過誤払いによる不当利得の返還金が発生した場合、保険者が返還債権の確定及び適正な債権管理を行うことは当然であるが、保険者の責によらない不当利得の返還金については、返還金の収納の有無に関わらず、保険者に全額返還を求めることは不合理であるため、制度の見直しを御検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【提案と類似の支障を有する制度等】

【埼玉県】

「国としては、引き続き、都道府県に対して、不正が疑われる事業者への調査や不正事業者への債権管理・保全を適切に実施するよう周知するなど、不正受給された交付金の返還に向けて適切に対応してまいりたい。」との御回答であるが、どのような対応を考えているか、具体的に示していただきたい。

参議院の決算特別委員会(令和 6 年 6 月)においても、「政府は、急速に検査体制を拡充する必要があったことなどから、制度設計の準備や検討が十分に行えなかったとはいえ、多額の不正申請が生じていることを重く受け止め、都道府県と連携して実態を解明し、不正受給された交付金の返還を徹底するとともに、不正を防止するための制度設計を検討すべき」との措置要求決議が出されており、不正事業者への対応を都道府県のみに任せるのではなく、国としての具体的な対応が不可欠であると考えている。

さらに、都道府県が不正事業者への債権管理・保全を適切に実施したが、回収不能となった場合は、補助金適正化法第 18 条第 3 項における「やむを得ない事情があると認められるとき」に該当するものとして、都道府県への「返還の命令の全部若しくは一部を取り消すこと」ができる旨を、想定される具体的事例と合わせて周知いただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

国の補助金等を財源の一部とする地方公共団体の補助金等において、事業者の不正等に起因した国庫返還金を当該事業者から徴収することが困難な場合、地方公共団体が当該事業者に代わって国庫に返還しなければならない取扱い、国と地方の費用負担の在り方として適切ではないため、特に積極的な制度の見直しを求める。

【全国市長会】

高額な診療報酬返還金が生じるおそれを十分にはらんでおり、それに伴い、市町村の行財政運営に少なくない影響を及ぼすことから、提案の実現を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

やむを得ず発生する未収納額のすべてを市町村が代わりに返還しなければならない制度は市町村の切実な声を踏まえ、見直しを検討いただきたい。

また、介護保険法に基づく介護給付費や、生活保護法に基づく生活保護費においては、要綱や通知上、不納欠損として処理した額は、交付額から控除される収入額には含まず、支給対象経費とされ、肩代わりが発生していない。制度間の整合の観点からも、同様の措置を講ずるべきではないか。

診療報酬として給付した療養給付費等の返還金が徴収できない場合に、補助金適正化法を根拠に市町村が返還を肩代わりしているが、法の一般原理である比例原則が適用されるべきであり、地方財政法の規定の趣旨や、国民健康保険法上、保険医療機関の指導は国及び都道府県が行うとされていることから公平性について疑義がある。一律に全額の返還の肩代わりを求めることのないよう、返還を免除すべきではないか。改めて関係省庁にも確認をした上で回答いただきたい。

地方財政法第 10 条において、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、国民健康保険の療養給付はその円滑な運営のため、国が進んで経費を負担する必要があると規定されている。また、国家賠償=不法行為の損害賠償債務の案件に関する最高裁判所の判例（最判平成 21 年 10 月 23 日民集 63 巻 8 号 1849 頁）では、複数の行政主体が関係する事案における国家賠償義務について、当該事務について費用を負担する者が賠償義務を負うとしている。こうした法の規定や判決における考え方を踏まえると、国も必要な負担を負う責任があるのではないか。

第 1 次ヒアリングでは、月々の診療報酬請求額との相殺による返還徴収が可能という発言があったが、提案団体における支障事例では、当該医療機関は破産手続の開始決定がされ、既に閉鎖しているため、返還の見込みは到底なく、相殺による処理もできないことから、市町村において肩代わりが発生するものと聞いている。

第 1 次回答では適正な債権管理や国費への影響について言及されているが、上記のとおり相殺項目だけでは解決せず、現に市町村の一般財源の負担が生じていることを踏まえ、持続可能な医療保険制度の構築のために、国費のみならず市町村財源への影響についても考慮し、適正な債権管理を前提に、不納欠損となる部分については償還免除とすることなど、改めて検討いただきたい。

【提案と類似の支障を有する制度等】

小滝俊之「補助金適正化法解説（全訂新版（増補第 2 版））」（全国会計職員協会）によれば、「補助事業者等において間接補助金等の回収を図る努力をしているにもかかわらず、間接補助事業者等の事情により回収が遅延するような場合には、これらの事情を考慮して、国においても返還の期限を延長する等の配慮を加えることが必要であろう。」とされ、また「補助事業者等が適切な指導監督の責務を果たしたにもかかわらず、間接補助事業者等の事情によりもはや資金の回収が不能となると認められるような場合には、補助事業者等の自己負担において返還を命ずることは、返還原因が補助事業者等自身の義務違反にある場合に比して酷に失するおそれもあるので、当該返還を免除しうることとするのが適当と考えられる。」とあるところ、補助金適正化法第 18 条第 3 項に基づく返還の命令の取消等について言及されているが、当該交付金において、不正事業者への適切な債権管理・保全に尽力した上で、資力不足等により事業者からの返還が見込めない場合には、同項の「やむを得ない事情があると認めるとき」に該当し得るものと理解してよろしいか。

合わせて、当該交付金について、具体的にどういった事例において、補助金適正化法に基づく免除等が認められるのかお示しいただきたい。

個別具体的に判断がなされるため、具体的事例を示すのが困難ということであれば、一般論的に「こうした場合は認められる可能性がある」といった示し方について検討いただきたい。

引き続き都道府県に対する周知を行うとのことであるが、地方公共団体が取れる措置を尽くした上でも返還が得られない場合もあるところ、地方公共団体に当該場合の危険負担・返還責任を強いることのないよう検討をいただきたい。

各府省からの第 2 次回答

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に基づく療養の給付については、市町村が保険医療機関等の請求を審査の上、支給することとされており、保険医療機関等の不正利得に対する返還請求についても市町村が行うこととされています。

また、療養の給付に要する費用は、市町村の支弁とされておりますが、その一部については、都道府県等が行う国民健康保険の財政の安定化を図るため国が負担することとされており、都道府県に対し国庫負担金を交付し、市町村からの給付に充てていただいているところです。

当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助

金適正化法」という。)における「補助金等」に該当し、過大に交付されている場合は、補助金適正化法第 18 条第 1 項又は第 2 項に基づき、国は都道府県に対してその返還を命じなければならず、それに応じて都道府県は過大交付額を国に返還いただく必要があります。過去には、保険医療機関等から返還を受けられた分のみを債権調定し、国庫負担金の返還を行っていた自治体もありましたが、平成 25 年 3 月 26 日付けで会計検査院長から厚生労働大臣に対し、そのような事例を含め、国庫負担金の算定及び交付が適正に行われることとなるよう是正の処置を求められたことから、平成 25 年 7 月 19 日付け保国発第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知「不当利得の返還金に係る債権管理等の適正化について」により現行の取扱いをお示ししております。この取扱いについては、こうした経緯も踏まえ、関係省庁との協議が必要な内容であり、また、上記の現行制度の趣旨及び目的に鑑みて、極めて慎重な検討が必要と考えております。

【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金(内閣官房、内閣府、総務省)】

補助金適正化法第 18 条第 3 項における「やむを得ない事情があると認められるとき」に該当するかどうかについては、個別具体的な事例に即して判断せざるを得ないものであることから、一般的な基準や想定される具体的事例をお示しすることは困難である。

国としては、引き続き、都道府県に対して、不正が疑われる事業者への調査や不正事業者への債権管理・保全を適切に実施するよう周知するとともに、不正事案への対応状況を調査し、その結果を取りまとめ、例えば、複数の都道府県にわたり事業を展開している不正事業者に関し、債権管理の状況をはじめ得られた情報を他の都道府県に共有するなど、都道府県の間でできる限り不正事業者に関する情報の共有が図られるよう、連携して不正事案への対応に努めてまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号	179	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

罹災証明書のオンライン申請におけるマイナポータル機能改善

提案団体

射水市

制度の所管・関係府省

内閣府、デジタル庁

求める措置の具体的内容

(1)家屋の所在の特定について

- ①マイナポータルの罹災証明の申請入力時において、罹災家屋の所在を入力する際に、文字で所在を入力できるだけでなく、地図上で場所を特定すると所在地が入力できるようにする。
- ②添付された写真の位置データから罹災家屋の場所が特定できるようにする。
- ①②それぞれ地図上で特定された場所が申請データ(申請書や写真)と共に出力できるようにする。

(2)写真の添付及び記載漏れ確認について

罹災証明の申請入力時において、家屋の全景写真や被災箇所写真等を添付する画面をそれぞれ設けて、各画面で写真の添付が無い場合や、記載事項に漏れがある場合、警告が出るようにする。

※現地調査の場合など、必ずしも写真の添付が必要ないケースもあるため、あくまで警告画面までとし、添付を必須としない。

具体的な支障事例

当市の場合、住居表示の実施により、所在地番の把握が困難な場合があることや長屋建ての住宅密集地域があることから、申請書中の所在の記載が漏れている場合や誤っている場合、罹災家屋の所在地を特定することが困難になるため、電話で所在を聞き取りしなければならなくなり、事務的な負担となった。

また、必要な写真が添付されていなかったり被災箇所が不明なため、電話で全景写真の提出や被災写真の再提出を依頼することとなり、非常に煩雑で事務的な負担となった。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

マイナポータルの利用者から直接意見・要望は受けていないが、地図上で所在地が入力できたり、添付写真から特定できると、申請作業の負担軽減になると考える。また、自己判定方式の場合に家の全景写真が必要であることを知らない人が多いため、入力画面でそれぞれ必要な写真の添付を求めるものとなっていれば、写真の不足を防ぐことができる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

罹災証明交付のための必要事項が漏れなく入力されることや必要な写真等が不足なく添付されることで、罹災証明書の発行事務手続をスムーズに進めることができるため、被災者支援を迅速に進めることができる。

根拠法令等

災害対策基本法第 90 条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、相模原市、名古屋市、豊中市、今治市

○当市では、大規模災害時はシステムを利用して罹災証明書の申請受付・発行を行うこととしている。現在、当市ではマイナポータルからの申請に対応していないが、申請対象の建物の位置を地図上で入力できれば、申請に係る負担軽減に繋がるほか、市側での確認の負担も軽減され则认为。また、申請情報に位置情報が含まれることにより、より正確に申請対象を把握することが可能となる。

○当市においては、令和5年度からマイナポータル罹災証明書のオンライン申請が可能となったが、現時点で申請件数は0件であり、支障事例はなかった。ただし、大規模災害が発生した場合、県内、県外からマイナポータルによる申請件数の増加が予想されるため、現地調査の効率化を図る面からも住家被害認定に活用する写真を申請者が撮影し、添付できるようにマイナポータルの機能改善をすることは必要である。

各府省からの第1次回答

ご指摘を踏まえ、費用対効果を考えた上で、被災市町村の事務負担の軽減につながるようなマイナポータルの機能改善や活用方法の工夫などについて、令和7年度中を目途に、内閣府とデジタル庁で検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

災害はいつ起きるか分からないため、被災市町村の事務負担軽減のみならず、被災者支援のためにも、一日でも早く機能改善等が実現されるよう積極的にご検討いただきたい。また、機能改善や活用方法の工夫について具体的な検討内容をお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

各府省からの第2次回答

速やかに機能改善等ができるよう、以下のとおり内閣府とデジタル庁で引き続きR7年度中を目途に検討する。

(1) 家屋の所在地特定について、御提案いただいた内容は、マイナポータルの申請機能は汎用的な個人向けの行政手続サービスであるというシステム上の前提を踏まえると、罹災証明書発行申請の入力時にのみ利用する機能の搭載は困難である。

一方、「所在地が特定できない」という支障事例は、対象の住家をマークした地図の画像（スクリーンショットなど）を添付するための欄を設ける等により、解消できるものと考えられるため、マイナポータル申請画面の標準フォーマットの見直しによる機能改善を検討する。

(2) 記載・添付を必須とまではせず、記載・添付漏れに関する警告表示だけ行うという御提案についても、マイナポータルの申請機能は汎用的な個人向けの行政手続サービスであるというシステム上の前提を踏まえると、罹災証明書発行申請の入力時にのみ利用する機能の搭載は困難である。

一方、現行の申請画面の写真添付箇所にあるデフォルト文言について、自己判定方式の場合は写真の添付が必須であることをより分かりやすく表示する他、全景・被災箇所それぞれ別に写真添付欄を設けること等により、必要な写真の添付漏れを防ぐことができると考えられるため、マイナポータル申請画面の標準フォーマットの見

直しによる機能改善を検討する。

なお、マイナポータル申請画面は、市町村向けマイナポータル申請管理操作マニュアルに基づいて、各市町村においても自由に変更等ができ、それぞれの目的等に応じ活用・設定方法を工夫いただくことが可能である。迅速な対応という点でも、マイナポータル改修ではなく、国と市町村それぞれにおいて上述の対応を行うことが最適と考えている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号	203	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

法律で策定義務のある計画の議会への報告義務の緩和等

提案団体

舞鶴市

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

法律により市町村に策定が義務付けられている計画のうち、策定・変更した際に議会への報告が義務付けられているものについて、当該義務付けを緩和することを求める。

具体的な支障事例

法令に基づき計画の策定が義務付けられているもののうち、いくつかの計画については、策定・変更の際に市町村議会に報告しなければならないものがある。当市で把握しているものは次のとおりである。
障害者基本法に基づく市町村障害者計画
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく市町村の国民の保護に関する計画
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく市町村行動計画
上記3つの計画について、他の計画と異なり議会への報告を義務付けられている理由が不明であり、他の計画との均衡を失っている。またこの義務付けにより、議会との調整など他の計画と異なる事務を行う必要があるという支障が生じている。
加えて、当市においては、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を一体的策定をしているところであることから、障害福祉計画又は障害児福祉計画を変更した際にも議会への報告義務が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村が行う事務の効率化・簡素化及び計画の策定・変更等の迅速化に資するものとする。

根拠法令等

障害者基本法第11条第8項及び第9項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第6項及び第8項、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第6項及び第8項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市

○障害者基本法に基づく市町村障害者計画について、当市においても、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を一体的策定をしているところであることから、障害福祉計画又は障害児福祉計画を変更した際にも議会への報告義務が生じている。

○法律により議会への報告を義務としていることには、それぞれの法律において理由があるものと推察しており、事務の効率化を理由として議会への報告義務を緩和するのは難しいものと考えますが、国において議会への報告義務について不要であるという検討がなされた場合においては賛同できると考える。

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく市町村の国民の保護に関する計画について、市町村が議会への報告が必要なと同様に、都道府県においても、法第 34 条第6項及び第8項に基づき、計画を策定・変更する場合には住民の代表である議会に報告することとなっている。一方で、法第 35 条第8項及び第 34 条第8項では、市町村から都道府県又は国への協議において「政令で定める軽微な変更」は除外されている。なお、「軽微な変更」とは、施行令第5条で限定列举されており、地域や組織の名称、人物の呼称、統計数値の修正などが該当している。このため、計画変更時の議会報告についても、「政令で定める軽微な変更」の範囲内であれば除外するといった緩和は適当と考えている。

各府省からの第 1 次回答

【障害者基本法に基づく市町村障害者計画について(内閣府)】

【意見】

現行制度のままとする

【理由】

御指摘の障害者基本法第11条第8項の規定は、都道府県障害者計画又は市町村障害者計画の策定・変更に当たり、当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表される機会を設けることが義務付けられるものであり、平成 16 年に議員立法である障害者基本法の一部を改正する法律(平成 16 年6 月4日法律第 80 号)により規定されたものである。

これは、都道府県障害者計画並びに市町村障害者計画は、地方公共団体が、国(政府)が策定した際に国会提出が義務付けられている障害者基本計画に基づいて、当該地方公共団体における障害者の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定するものであり、障害者基本計画の策定・変更時に国会報告が義務付けられていることと同様、二代表制における住民の代表者たる議会の理解を得て、その監視の下で障害者施策を推進することが重要であるためであると認識している。

なお、ご指摘の内容のうち、障害福祉計画又は障害児福祉計画を変更した際にも議会への報告義務が生じていることに関しては、障害者計画は障害福祉計画及び障害児福祉計画との一体的策定を求めているものではない。また、都道府県または市町村における障害者基本計画自体は策定の年限が定められているものではなく、国においても5年に1度策定するものであり、事務の効率化の要請が議会報告の重要性を上回るものではないと考える。

【武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく国民の保護に関する計画について(内閣官房、総務省)】

市町村の国民の保護に関する計画は、武力攻撃事態等において当該市町村が国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための、いわば行動計画であり、市町村長が作成しなければならないこととされている。この計画の変更をする際には、国民保護法 35 条第6項及び第8項において、議会に報告するとともに公表しなければならないことが定められていることに加えて、都道府県や他の市町村の計画との整合を図るためあらかじめ都道府県知事に協議を行うこと(同条第5項)や関係機関の代表者により構成される市町村協議会への諮問を行うこと(同法第 39 条第3項)が定められているところである。

ご指摘の「軽微な変更」については、その手続き上の負担に鑑み、都道府県知事への協議や市町村協議会への諮問を不要としているところであるが(同法第 35 条第8項及び第 39 条第3項)、軽微な変更であっても、住民の代表者たる議会にその内容を知らせ、公表する必要があると考えられることから、「軽微な変更」に当たる場合であっても、同法第 35 条第6項及び第8項の規定を適用することは適当であると考えている。

【新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく市町村行動計画について(内閣官房)】

市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策は、市町村全体として推進すべきものであり、そのためには、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画について、住民の代表者たる議会にその内容を共有し、有事の際には一体となって対応する必要がある。ただし、新型インフルエンザ等対策特別措置法は、市町村議会への報告の方法について具体的に規定していないため、市町村の実情に応じて議会への報告の方法を柔軟に決定することができる。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法で規定される国、都道府県及び市町村が作成する行動計画は、国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務を全国的に統一して定める必

要により作成が義務付けられているものであり、また、市町村行動計画の作成は法定受託事務である点に御留意いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市としても、市町村が策定する計画については、二元代表制の下、市町村議会の理解を得て施策を推進することが必要であると認識している。

一方で、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(令和7年6月13日閣議決定)において、『計画策定の効率化、・・・といった事務の簡素化・効率化を進め』とされており、また、「計画策定等における地方分権改革の推進について」(令和5年3月31日閣議決定)の別紙において『地方公共団体が処理する事務に係る将来に向けた意思決定の仕方及びその意思決定の表現の形式は、地方公共団体に委ねることを原則とする』こと、『計画等の内容や手続は各地方公共団体の判断に委ねること』等が政府の方針として示されている。

このことから、当市としては、市町村における計画策定等に係る事務の簡素化・効率化を進めることは、市町村議会の理解・協力を得て施策を推進することと同様に重要であると考えているところである。

また、当市としては、法令で市町村に策定が義務付けられている計画が数多くある中で、提案の3つの計画のみが特別に明文で議会への報告を義務付けられている理由が不明確であると感じている。

例えば、回答にあるように国において策定・変更時に国会に報告が義務付けられている計画が唯一障害者計画のみであり、障害者計画については市町村にも議会への報告を義務付けている、ということであれば理解できるところである。

議会への報告義務の廃止が難しい場合であっても、法令において明文で市町村に対し議会への報告を義務付けている計画と、そうでない計画を区分するメルクマールをお示しいただきたい。

仮に上記が難しい場合は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法は、市町村議会への報告の方法について具体的に規定していないため、市町村の実情に応じて議会への報告の方法を柔軟に決定することができる。」とご回答いただいているが、当市では、当該規定が明文化されていることを理由に、3計画とも本会議での報告を行っている。については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく市町村行動計画含め、提案の3つの法律の議会報告について、他の多くの計画を同様に、各自治体の判断により本会議以外の形式による議会報告が可能である旨を明確化した通知等を送付いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

【障害者基本法に基づく市町村障害者計画について(内閣府)】

第1次回答の通り、障害者基本法第11条第8項の規定は、平成16年に議員立法である障害者基本法の一部を改正する法律(平成16年6月4日法律第80号)により規定されたものである。

都道府県障害者計画及び市町村障害者計画は、国(政府)が策定する障害者基本計画に基づいて、地方公共団体が当該地方公共団体における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定するものであり、障害者施策について、特定の分野に限らず、福祉、雇用、教育、交通や建築等のバリアフリー、文化芸術活動・スポーツ等の振興、差別の解消や人権擁護の推進等を含め網羅的に記載する、特に重要な計画である。

このことから、都道府県障害者計画及び市町村障害者計画は、障害者基本計画の策定・変更時に国会報告が義務付けられていることと同様、二元代表制における住民の代表者たる議会の理解を得て、その監視の下で障害者施策を推進することが重要であり、議会に対して報告を行うべきとされているものと認識している。

上記の理由により、一律的な議会への報告の義務付けの廃止や自治体で報告の可否を選択できるようにすること等は検討していない。

また、御指摘の都道府県の議会又は市町村の議会における報告形式については、二元代表制の下、議会の自立性の尊重の観点から、議会内部において、本条文の規定に則り、自立的に判断され運用されるべきものと承知しており、国(政府)が、「本会議以外の形式による議会報告が可能である」と言及することは不適切であるものとする。

なお、国においては、障害者基本法第11条第7項の規定に則り、障害者基本法を策定したときは国会に報告を

しているところであり、衆議院及び参議院において、本会議で内閣から障害者基本計画の報告を受領した旨の議長報告がなされているものと承知している。

【武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく国民の保護に関する計画について（内閣官房、総務省）】

市町村の国民の保護に関する計画を変更する際には、議会に報告・公表すること、都道府県知事に協議をすること、市町村協議会に諮問を行うことが定められているが、その計画の変更が「軽微な変更」に当たる場合においては、手続き上の負担に鑑み、議会への報告・公表についてのみ実施することとしているところである。

その上で、提案団体の問題意識を踏まえつつ、国及び地方公共団体の議会報告に係る法律上の規定に着目すれば、国民保護法においては、国民保護基本指針は閣議決定の上、国会報告することが定められており、地方公共団体の国民保護計画について、議会報告義務を課していることとの均衡は取れているものと考えられる。また、地方公共団体の国民保護計画の変更については、法律上、本会議で報告することが義務付けられているものではなく、「本会議以外の形式」によることは当然に可能であるものと考えているが、国民保護計画の変更に係る地方公共団体からの照会があった場合には、引き続き丁寧に対応してまいる。

なお、提案団体において法定計画の報告を本会議で行うこととしている理由は、提案団体における執行部と議会との取り決めによるものであると承知しており、本質的には、制度的な制約によるものではないと理解している。

【新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく市町村行動計画について（内閣官房）】

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性の高い新型インフルエンザ等の大流行時に、社会全体の混乱に対応するため、既存の法制度に基づく措置に加え、事業者への営業時間短縮などの要請、国民への外出自粛の要請など、国民の自由を制約し、権利を制限する措置を含む総合的な対応を可能とするものである。特措法に基づく総合的な新型インフルエンザ等対策を具体化する行動計画は、あらかじめ実施の可能性のある新型インフルエンザ等対策を網羅的に盛り込むものとして国が政府行動計画を作成し、それに基づき都道府県行動計画、市町村行動計画が作成される。

前回も回答のとおり、市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策は、市町村全体として推進すべきものであり、有事の際に市町村が一体となって対応するため、また、先般の新型コロナウイルス対応に対する国民の関心の高さに鑑みても、市町村行動計画について、住民の代表者たる議会にその内容を共有しておく必要がある。また、政府行動計画は国会に、都道府県行動計画は都道府県議会に報告することとされており、同様に市町村行動計画についても、作成したときは速やかに市町村議会に報告する必要があるものである。

なお、特措法第8条第6項について、新たな通知の発出をご要望いただいているが、市町村議会への報告の方法について具体的に規定していないため市町村において議会への報告の方法を柔軟に決定することができる点は、第1次回答で明確にお答えしているところである。この趣旨をご理解いただき、市町村の実情に応じて適切にご対応いただきたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号	219	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

被災者生活再建支援法に基づく支援金受領規制緩和

提案団体

都城市、宮崎県市長会

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

被災者生活再建支援法に基づく支援制度について、市による代理受領ができるよう、同法の緩和を要望する。

具体的な支障事例

令和4年9月に発生した台風14号において、同年11月7日に県内の他市が被災者生活再建支援法(以下「法」という。)の適用を受けたことにより、それ以外の県内市町村は、県が独自に設けた支援制度に基づく支援金(以下「県市支援金」という。)の対象となった。

県市支援金は、「法に基づく支援金の対象とならない」市町村の被災者を救済する補完的な制度であり、当県の場合、要件や支給金額は法に基づく支援金と同等とされているが、法に基づく支援金との二重給付は認めていないため、県市支援金の対象となり、その支給後に法に基づく支援金の対象地域となった場合、県市支援金の返還を被災者に求めなければならないという問題がある。

前述の令和4年11月7日に県内他市が県市支援金の対象となった際は、以後も法の適用を受ける可能性があることと判断したことから、返還リスクを考慮し、当市においては県市支援金の受付を見合わせることにした。

令和4年12月28日に法の適用を受け、法に基づく支援金の支給が開始されたが、結果的に、支援金の受付は11月7日に法の適用対象となった市よりも約1か月半の遅れが生じ、実際の支給は被災から6か月後となった。

当県のように法による支援金との二重給付を認めない独自制度が設けられている場合、法適用基準に近い数の滅失世帯が発生している自治体は、被災者からの返還リスクがあることにより、早期の被災者支援に取り組みにくい背景となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和4年11月30日、被災者により構成される市民団体より、市が単独で給付した見舞金等では生活再建に不足するため更なる支援の要望を受けた。

当該時点では法の適用を受けていなかったものの、県内の他市が先に法の適用を受けていたため、県市支援金の受付は可能であった。返還リスクを考慮し申請受付は開始していなかった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市町村が法に基づく支援金を代理受領することが可能となれば、先行して給付した県市支援金について返還を求める必要がなくなることから、返還リスクを考慮することなく早期に、県市支援金の申請受付を開始できる。

根拠法令等

被災者生活再建支援法
第 20 条の2第1項、第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、山口県

—

各府省からの第 1 次回答

被災された方が、確実に被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を受けられるよう、支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされている（被災者生活再建支援法（以下「法」という。）第 20 条の2）。

このため、市町村など被災者以外の者が、支援金を代理で受給することは、法の趣旨に反し、適切でない。御懸念の事案が生じないようにするためにも、被害認定調査を迅速に実施し、法の適用基準を満たすか否かを迅速に判断することが大変重要である。このため、内閣府としては、例えば、内水氾濫による浸水被害が多く発生していることを踏まえ、浸水深による簡易判定基準を策定するなど（令和6年5月）、被害認定調査の迅速な実施に向けた各種取組を進めているほか、国や全国自治体からの応援体制の構築を調整するなど、被害認定調査の実施に係る被災自治体の体制強化等の支援に努めている。

併せて、法の適用に際しては、まずは、法の適用基準を満たす被害（例えば、市町村内に全壊 10 世帯があるか否か）の有無を優先的に確認するよう、被災自治体に助言している。

こうした取組も踏まえ、昨今の大規模災害では、例えば、能登半島地震では発災5日後の令和6年1月6日に、大船渡市林野火災では発災8日後の令和7年3月6日に、それぞれ法が適用されるなど、迅速化が図られている。

引き続き、自治体と連携し、被災者に対する迅速な生活再建支援に努めていく。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

代理受給については、都道府県の独自支援金を受給した者に対する支援金返還手続きの負担削減を目的として、その支給者である地方公共団体に限定するのであれば、確実な被災者生活再建支援金（以下「国支援金」という。）の支給が損なわれるものではないため、被災者生活再建支援法（以下「法」という。）の趣旨に反するという指摘は当たらないと考える。むしろ、支援金返還のリスクが無くなり、速やかな都道府県支援金の支給が可能となることから、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする法の趣旨に合致するものといえる。

また、昨今の大規模災害において法適用の迅速化が図られているとのことだが、令和4年台風 14 号における都城市と同様に、災害発生から法適用まで数か月を要した地域が一定数存在する。例えば、令和6年能登半島地震における新潟県（1月1日発生、3月 25 日認定）、令和5年梅雨前線による大雨災害における能代市（7月 14 日発生、令和6年2月2日認定）、令和4年福島県沖を震源とする地震における柴田町（3月 16 日発生、5月 9 日認定）等である。

令和5年5月 24 日付け「令和5年度における被災者支援の適切な実施について」の通知により、内閣府から、被災者の早期の生活再建のため、財政的インセンティブを通じ、都道府県の独自支援制度創設が促されており、宮崎県と同様に、約 20 の県等が国支援金を補完する支援制度を設けていることや、今後も災害発生から法適用まで一定期間を要する地域が生じる可能性を踏まえると、当該規制緩和は、有効であるものとする。こうしたことから、地方公共団体による代理受給について、改めて検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）では、第1次回答で記載した支援法第20条の2のほか、第3条でも、「世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。」となっており、そういった観点からも法の趣旨にそぐわないと考える。

被害認定調査を行った後に交付される罹災証明書は、支援法による支援金だけではなく、県市独自支援制度の支援金や各種被災者支援策適用の判断材料として幅広く活用されている。

第1次回答で挙げた制度のほか、内閣府と（公社）日本不動産鑑定士協会連合会で締結した「住家被害認定調査に係る自治体支援のための連携協定」などの各種制度を活用し、早期に被害認定調査を行い、罹災証明書を交付することにより、各種被災者支援策を被災者が利用できるようにすることが何よりも重要であり、引き続き、自治体と連携し、被災者に対する迅速な生活再建支援に努めていく。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号	232	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

第2世代交付金の実施計画・施設整備計画に係る事前相談における都道府県経由の廃止

提案団体

宮城県、青森県、岩手県、仙台市、石巻市、栗原市、大崎市、富谷市、山形県、新潟県、岐阜県、広島県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

第2世代交付金の実施計画・施設整備計画に係る事前相談については、都道府県を通さず各市町村と国が直接調整し、事前相談に係る調整時間を短縮させること。

具体的な支障事例

市町村が行う第2世代交付金の申請に当たって必要となる実施計画・施設整備計画等については、正式提出前に事前相談期間(10 日程度)が設けられており、各市町村からの事前相談については、都道府県を経由し内閣府へ提出することとされている。また、これに対する内閣府から市町村への回答についても、都道府県を通じて行うこととされている。

事前相談期間中は都道府県に対し、各市町村からの事前相談が集中するため、都道府県においては、10 日程度の短い期間の中で多くの相談を受けなければならない現状である。(事案によっては内閣府から対象市町村に直接メール等で連絡し、県はメール CC でそのやり取りを共有する事例もある。)

各市町村においても、当該交付金の実施計画に係る事前相談など、都道府県を経由で提出するものと内閣府へ直接提出すべきものとが混在し、業務が多岐にわたる中で、混乱が生じている。

また、事前相談様式については電子メールにより送付されることとなるが、当県ではセキュリティ上、マクロ有効ファイルの外部への送付が不可とされており、内閣府の指定様式はマクロ有効ファイルであることから、外部送付サービス等を利用するなど、事務が煩雑化している。

交付金の申請についても、現状は事前相談と同様に、都道府県経由で提出してもらい、都道府県で取りまとめの上、国にメールで報告している。都道府県では申請内容の審査や採択の可否判断等を行っておらず、取りまとめのためだけに事務負担が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各市町村において、提出時に混乱が発生することを防げるほか、直接内閣府へ相談できることにより効率化が図られ、都道府県を経由する場合に比べて、事前相談に係る調整時間を短縮することができる。

また、交付金の申請についても、都道府県は採択の可否判断を行っておらず、各市町村から提出されたものを取りまとめているだけなので、直接内閣府へ提出することで、事務負担を軽減できる。

根拠法令等

新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)(令和6年度補正予算分及び令和7年度当初予算分)に係る実施計画等の作成及び提出について(令和7年1月17日 内閣府地方創生推進事務局 事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、海老名市、長野県、浜松市、愛知県、大阪府

○実施計画の作成期間が約3週間と短期間である中、県によるとりまとめのための提出期限の前倒しや内閣府からの事前相談の回答結果共有に時間がかかることにより、市の作成可能期間がさらに短期化する。
○当市においても交付金の申請スケジュールがタイトに設定されていることにより事務が煩雑になっている。
○多数の団体からの事前相談を内閣府へ転送し、返ってきた回答を各団体へ転送するだけでも膨大な時間を要するが、さらに、内閣府からの指摘について各団体から判断や意図を問われることも多く、その都度内閣府へ照会、指摘事項を精査するなど業務負担はかなり重い。加えて、限られた事前相談期間の中で、審査権限を有しない県に事前相談をとどめることはできないため、国と団体でやり取りをすれば省略可能であるにもかかわらず、常に県担当がメールを確認し転送するために、平日業務時間に限らず、時間外・休日も対応をしなければならない状態である。内閣府地方創生推進事務局としては、県にも事前相談経緯を把握しておいてほしいという意図があると考えるが、それはCC等の参考送付でも足り、そもそも指摘の量と事業数が多すぎて細かな指摘まで都道府県で把握しておくことは不可能であるため、都道府県を仲介して事前相談を行うことは必要性や成果がある事務フローとは考えられない。これらのことから、事前相談のフローから都道府県を外すのみで、事前相談の時間の効率的な活用、都道府県における事務の軽減、事前相談の質の向上(指摘に対するコミュニケーションの密度の向上)が図られるため、効果はかなり大きいと考える。

各府省からの第1次回答

【意見】

市区町村の事前相談について、原則、国が直接市区町村と調整することとする。

【理由】

管内市区町村の取組の把握・助言など、広域調整の役割を有する都道府県において必要な業務であると考えられる一方で、各市区町村の交付金事務の進捗状況の把握の仕方は、その他の事務においても可能であるため、事前相談については、国が直接市区町村と調整することとする。

なお、上記目的達成のために、都道府県経由を希望する団体がある場合には、個別にその団体とその方法も含め調整することとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第2世代交付金に係る事前相談を国が各市町村と直接調整する形としていただくことで、事務負担の軽減及び調整時間の短縮といった効果が期待できる。提案内容である都道府県経由の廃止が実現した場合に、交付金に係る事前相談の進捗状況やその事業内容に関して都道府県が把握する具体的方法について、今後、ご検討の上、お示しいただきたい。また、第1次回答内容の「都道府県経由を希望する団体がある場合には、個別にその団体とその方法も含め調整する」に関しては、本県の提案内容になく特段意見する立場にないものの、当該調整に伴い本来本県が提案した都道府県経由の廃止時期が遅れることがないようにご配慮いただき、提案実現に係る具体的スケジュールについても、今後お示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【長野県】

是非、令和8年度事業募集から、貴府回答の実現をお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

各種申請・調査等の行政手続における地方公共団体の経由事務については、手続のオンライン化等も踏まえ、国・地方全体で見た事務の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、地方公共団体への情報共有にも

配慮した上で、特に積極的な見直しを求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(骨太方針 2025)や「地方創生 2.0 基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

都道府県経由を希望する都道府県がある場合について、管内市区町村の情報を把握することが目的である場合には、都道府県経由事務を廃止した上で、国から都道府県へ情報共有を行うなど、柔軟な対応を検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

令和8年度第1回募集に係る市区町村の事前相談より、原則、都道府県経由を廃止する。

都道府県を経由しない市区町村の事前相談における情報共有については、市区町村と内閣府のメールやりとりにおいて都道府県を同報するなど、都道府県ごとに担当者と相談しながら進めていく予定。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号	293	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型)の都道府県経由事務の廃止

提案団体

兵庫県、神戸市、明石市、相生市、養父市、加東市、たつの市

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府

求める措置の具体的内容

新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型)にかかる市区町村交付申請書の受理等の事務及び国の支出負担行為等に関する事務等について、都道府県経由事務を廃止すること。

具体的な支障事例

【現状】
「新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型)にかかる市区町村交付申請書の受理等の事務及び国の支出負担行為等に関する事務については、「当該交付金に係る事務について都道府県知事が行うこととすることにより、円滑な執行の確保が図られる」として、補助金等適正化法施行令及び予算決算及び会計令等に基づく都道府県経由事務とされている。

【具体的な支障事例】
当県内の市町においては、県を経由するため十分な検討時間を確保できず、内容の充実が図られない事例や庁内の調整時間不足等により申請に至らない事例が発生している。
また、当県においては、人員不足に加え短時間での事務処理が要請される中で、申請漏れ等の事務処理ミスの発生を防ぎ適正な事務執行のため、膨大なリソースを割かざるを得ない状況となっている。
県経由事務とすることで、県、市町ともに「円滑な執行の確保」や本来業務に支障を来たす状況にある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市区町村における申請内容の検討時間の十分な確保及び申請内容の充実による地域 DX の推進が図られるとともに、都道府県を経由することによる申請漏れ等のリスク皆減及び事務負担の軽減に資する。

根拠法令等

新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型)交付要綱
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 17 条
予算決算及び会計令第 140 条
国の債権の管理等に関する法律施行令第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、埼玉県、長野県、佐賀県、宮崎県

○当市においても交付金の申請スケジュールがタイトに設定されていることにより事務が煩雑になっており、改善が必要である。

各府省からの第1次回答

新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）については、内閣府告示第43号（令和7年3月31日）や予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）により、市区町村が行うものについては事務の一部を都道府県に委任している。それに伴い市区町村事業については、ご指摘のとおり市区町村交付申請書の受理等の事務及び国の支出負担行為等に関する事務等を都道府県で行っている。本交付金については旧デジタル田園都市国家構想交付金も含めて、毎年1000団体以上の地方公共団体が2000事業以上申請しており、仮に貴県の提案を受け入れた場合には、国が1000以上の地方公共団体から個別に申請を受領することとなり、事務処理に相当の時間を要することから、提出期限を従前よりも前倒しをする必要があるため、貴県が示す効果は発揮されない。

また、市区町村の実情は都道府県がよく認識していることから、同交付金の事務処理についても都道府県が行うことによって、申請等の内容の精査・充実を図っているところ、仮に都道府県が同交付金の事務処理を担わなくなった場合、そうした効果は発揮されないこととなる（なお、申請書の受理等の事務は、事前相談等の案件形成・施策内容調整と密接にかかわっており、不可分である）。

以上のことから、従前どおり都道府県経由で行う方法が適切であると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「市区町村の実情は都道府県がよく認識しており、申請内容の精査・充実が図られる」と都道府県に事務委任する効果を示されているが、それは各都道府県の事務処理体制を踏まえた適切なスケジュール設定等が確保されて初めて発揮され则认为る。

しかし、現状は国から短時間での事務処理が要請され、十分な検討時間の確保は困難な中でも可能な限り市区町村の検討時間に配慮すると、都道府県において精査した内容を申請等に反映させることは難しい。結果として、申請受付窓口業務の民間委託で対応可能な、交付要件の適合や様式不備・数値誤りの確認等、都道府県が行う必然性に欠ける事務負担のみを強いられており、回答で示された効果は発揮されていないのが実態である。

また、交付決定権限のない都道府県が精査・指摘等した内容は国の審査において影響を及ぼさない、あるいは覆される可能性があるため、時間のない中で市区町村に再検討を求めることは難しく、都道府県に事務委任する効果はさらに発揮されにくい状況となっている。

加えて、類似提案である管理番号232の第1次回答では「市区町村の事前相談について、原則、国が直接市区町村と調整する」と申請受理等の事務と不可分であるとされた事前相談に係る経由事務の廃止を前向きに検討している。そのため、国が直接市区町村と調整できない理由はなく、適切なスケジュール設定等により提出期限を現状より前倒しする必要も生じないのではないかと。

交付金を受ける側であり、承諾しないことによる市区町村への悪影響の恐れも考慮すると、都道府県は事務委任を承諾する選択肢しか取り得ない現状を理解いただき、当該交付金の目的である「デジタル技術を活用した課題解決」の見本として、事務負担軽減のためのシステム導入等による本提案の実現に率先して取り組み願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【長野県】

第2世代交付金については、実施計画・施設整備計画に係る事前相談について、国が直接市区町村と調整する方向で検討をいただいているところ。

新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）について、都道府県経由事務全体の廃止が厳しくとも、円滑な執行の確保や申請内容の充実に向けて第2世代交付金と同様、事前相談について国が直接市区町村と調整する等地方公共団体の事務負担の軽減に向けて検討をお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

各種申請・調査等の行政手続における地方公共団体の経由事務については、手続のオンライン化等も踏まえ、国・地方全体で見た事務の効率化及び住民サービスの向上を図る観点から、地方公共団体への情報共有にも配慮した上で、特に積極的な見直しを求める。

【全国市長会】

提案が実現する場合には、提出期限を前倒しにしないなど、市町村の負担が増加することがないように留意いただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(骨太方針 2025)や「地方創生 2.0 基本構想」等の閣議決定文書において、経由事務の廃止が政府方針として明示されているため、提案の実現に向けて積極的に検討していただきたい。

「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の第2世代交付金については、管理番号 232「第2世代交付金の実施計画・施設整備計画に係る事前相談における都道府県経由の廃止」の提案を受けて、事前相談に係る経由事務の廃止を前向きに検討している。少なくとも事前相談については経由事務の廃止を検討できるのではないかと。

申請書の受理等をシステム上で行い、記入漏れや添付漏れといった形式不備等のエラーチェックが可能な仕組みとすることで、経由事務の廃止に伴う国の事務負担増を抑制することができるのではないかと。

各府省からの第2次回答

交付金を活用したデジタル実装に際して、都道府県が管内市区町村の取組状況を把握することにより、類似の取り組みを行っている市区町村同士を仲介することが可能となり、例えば、システム等の共同調達を実施することなどにより、リソース不足など体制面に不安を抱える団体にとっては大きな利益を生むものとする。

ご指摘の「短時間での事務処理が要請され、十分な検討時間の確保は困難」という点に関して、国において、可及的速やかに交付決定を行い各団体における事業実施期間を十分に確保することに重点を置き、また、国において構築可能な審査体制を考慮して申請のスケジュールを設定等しているところ、抜本的なスケジュールの短縮は困難である。なお、一次回答のとおり、経由事務を廃止した場合、従前よりも申請に係るスケジュールを短縮する必要がある。

以上を踏まえて、地方公共団体における十分な検討時間を確保し交付金をより有効に活用することができるよう、現状、交付申請に向けた事務連絡の発出後に受け付けを開始している「事前相談」の実施期間の前倒し及び申請書等の様式の簡略化のほか、都道府県の事務負担の軽減に向けた方策を引き続き前向きに検討してまいります。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号	342	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

内閣府の栄典制度の推薦事務の見直し

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

- 内閣府の栄典制度における推薦手続等について、以下の点を要望する。
- ①申請書類を簡素化し、死亡叙位の功績調書と履歴書を省略
 - ②紙媒体提出を不要とし、原則、メール提出のみとする申請のオンライン化
 - ③現行 14 日以内とされている叙位・死亡叙勲の申請期限の延長
 - ④春秋叙勲及び高齢者叙勲に係る対象年齢引下げ

具体的な支障事例

内閣府の栄典制度では、春秋叙勲については春秋叙勲候補者推薦要領2(1)により 70 歳以上の者、高齢者叙勲は栄典事務の手引により春秋叙勲により勲章を授与されていない功労者のうち 88 歳になった者に勲章を授与すると規定されている。なお、生前に叙勲を受章せずに死亡した場合は、死亡叙勲を授与される。また、叙位は、死亡した場合にのみ運用することができる。

叙位・死亡叙勲は、「栄典事務の手引」により、申請書類(功績調書、履歴書、刑罰等調書、除籍抄本、勲章審査票等)を郵送で提出しなければならないと規定されている。また、死亡の日から 30 日以内に閣議決定・裁可の手続を完了させるよう規定されていることから、死亡の日から 14 日以内に各功労について所管する府省に提出しなければならない。

推薦事務においては、当県の叙位・死亡叙勲の申請数は年間 100 件程度(教育功労の場合)あり、郵送が必須であることからペーパーレス化やテレワーク等の実施にあたり障害になっている。さらに、死亡の把握に数日間を要するが、提出期限が規定されていることから、除籍抄本等の公的書類の取得や申請書類の作成を数日で行う必要がある。

また、叙勲を受章せずに死亡した場合、本人が生前に勲章を授与されない。加えて、遺族が県外に別居している場合、県や市町村による物件伝達の負担が大きい状況である。

そこで、推薦事務を見直すことにより、事務の効率化を図ることができると思う。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

市町村から、現住所と本籍の市町村が異なる場合や死亡届の提出が遅い場合、提出期限までに公的書類(刑罰等調書、除籍抄本)の発行ができず、提出期限を延長する要望が複数件ある。

また、生前に勲章を授与されずに亡くなった者の遺族から、本人は亡くなっており、勲章等の保管が困難であることから、叙位・死亡叙勲を辞退したいという意向が複数件あり、本人が名誉を得るためには対象年齢の引下げが適当と考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ①申請書類を簡素化し、死亡叙位の功績調書、履歴書を省略することにより、県、市町村の推薦事務の効率化につながる。具体的には、叙位の場合、既に高齢者叙勲・春秋叙勲の際に書類一式を提出していることから、必要書類を叙位審査票のみとし、事前協議も死因に関係するもの及び叙勲受章後に生じた事案を除き、不要とする。
- ②原則紙媒体提出不要、メール提出のみとする申請のオンライン化は、デジタル庁を中心に実施するアナログ規制見直しの取組であり、ペーパーレス化やテレワーク等の促進につながる。また、③に関連して、申請期限が現行のままである場合でも電子データでの提出を可能とすれば、これまで郵送により死亡日から13日目までに送付していたところを、14日目にメール等で送信することが可能となり、申請期限の徒過の防止や作業日数の確保など、国・県・市町村それぞれに業務効率上のメリットがある。
- ③叙位・死亡叙勲の申請期限（14日以内）を延長することにより、県では死亡を把握してから十分な作業日数を確保できる。また、市町村では公的書類発行の事務負担の軽減につながる。
- ④春秋、高齢者叙勲の年齢引下げにより、生前の受章割合が高くなり、本人が生前に名誉を得ることができるとともに、遺族の負担軽減につながる。また、生存者叙勲は事前に候補者を把握できるため、死亡叙勲に比べて計画的に事務処理を進めることができ、県や市町村の推薦事務の効率化につながる。

根拠法令等

栄典事務の手引（内閣府賞勲局）、栄典関係事務提要（地方自治関係）（総務省大臣官房秘書課）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、川崎市、身延町、須坂市、三重県、亀岡市、大阪府、四條畷市、徳島県、熊本市、沖縄県

○死亡叙勲及び叙位の発令は、死亡の日から30日以内に閣議決定、上奏裁可を経て、生前最後の日（死亡日）にさかのぼって発令されることになっている。都道府県からは2週間以内の上申が厳守とされていることから、当府においては、市町村から府には土曜日、日曜日及び休日が含まれる場合はその日数分繰り上げのうえ、死亡日を含む7日以内に資料を提出することとなっている。しかしながら、本籍地が居住地と別の都道府県にある場合、刑罰等調書や除籍抄本の交付申請から原本の到着までに時間を要する。また、死亡叙勲対象者の死亡により、遺族が死亡に係る手続や葬儀等で多忙、狼狽した状況の中、上申に必要な事項について遺族に聴取することは困難である。加えて、遺族が府外在住の場合に密に連携をとることが難しく、物品等の伝達にも負担が生じている。

○本籍地が居住地と別の都道府県にある場合、刑罰等調書や除籍抄本の交付申請から原本の到着までに時間を要するため、期限内に都道府県へ上申することに多大な負担が生じている。

○叙位・死亡叙勲の申請書類等の提出期限について、死亡日から所管府省への提出期限（14日以内）がカウントされるため、死亡届の提出が遅くなった場合などは死亡事実の把握が遅れ、提出書類の取得や功績調書・履歴書作成を短期間で行う必要があり、事務的なミスの原因となっている。

また死亡届提出から戸籍への反映に時間がかかる場合もあるため、除籍抄本の取得が間に合わないこともある。その際は、戸籍抄本と死亡診断書に代えることも可能だが、身内を亡くしたばかりの遺族に死亡診断書の提供を依頼するのは、遺族・担当職員双方にとって心理的負担が大きい。さらに提出書類は基本的には郵送（レターパック：原則差出日の翌日配達）で対応するが、事故や災害等で遅延の恐れもある。

○紙媒体の提出が間に合わなかった。

○当県では年間30件～40件の上申を行っているが、遺族が死亡叙勲の対象者と同居していないケースが増えてきており、死亡状況の確認や受章意思の確認に時間を要している。また、本籍地のある自治体からの刑罰等調書や除籍抄本の取り寄せに時間を要しており、2週間の上申期限を遵守するために市町村職員に発行を急いでもらうケースが多く、オンライン化により事務手続の効率化を図りたい。

○①高齢者叙勲、春秋叙勲の際から功績内容等に変更がない候補者は多数おり、簡素化は可能であり、事務の簡略化に繋がる。

②紙媒体の上申資料準備～発送まで相応の時間を要し、上申のオンライン化が可能であれば、事務負担軽減に繋がる。

③当県でも、現住所と本籍が異なる場合、戸籍等の取得に時間がかかり、規程のスケジュールに間に合わせることが困難である。

④春秋叙勲については、当県では一部省庁の設ける各県に与えられた候補者枠数に対し、潜在候補者数が多く存在している状況である。春秋叙勲の年齢引下げは、受章者の絶対数増加には大きく影響しないと考える。

○死亡叙位についての調書については、叙勲推薦時の調書とほぼ同様のものとなることから、調書の省略は可能と考える。死亡日から14日以内の申請期限については、市町村においては県に提出する期間がそれよりも短い。書類等の準備、調書の作成などに時間を要するため申請書類の提出期間の延長することで事務負担軽減が図られるものとする。

○③の提出期限見直しの提案について、死亡叙勲については、功績調書や履歴書等の作成はもとより、本籍地確認のため担当職員が遠方の自治体窓口に出向いたり、受章意思確認のためご遺族宅へ訪問するなど、短い期間の中で様々な準備を迅速・集中して行う必要があり、他の業務を後回しにしても対応せざるを得ない。加えて、対象者の死亡は予定されているものではないことから、短期間で死亡が集中してしまった場合の業務負担は非常に過多である。以上のように、当県においても提案団体と同様の支障が生じているため、書類提出期限について見直していただきたい。

②の提案については、各省庁や内閣府における審査方法に関わる話であるため、可能であればデータのみでの提出をお願いしたい。

④の提案については、生前に叙勲の栄に浴する方をより多く出すことができる点、また、死亡叙勲とは異なり計画的に手続きを進めることができる点では適当と考える。

各府省からの第1次回答

①生存時に叙勲を受章された方が、その後に叙勲で評価された以外の他分野の経歴が伸びているケース等もあり得ることから、叙位の推薦時には、その方の生涯の功績を正確に審査する観点から、死亡日時点に更新された功績調書、履歴書が必要不可欠であり、省略は困難である。加えて、内閣府に提出される叙位の審査票では、推薦省庁以外の分野の経歴の記載が省略されているケースが多く見受けられる。そういった場合は特に履歴書を参照しながら、他分野で評価できる功績がないか等を確認しており、履歴書を省略することによって、正確な審査が困難となるリスクが高いと考えられる。

ただし、「制度による効果」に記載の栄典環境に係る事前協議については、御提案のとおり、叙勲受章時に既に協議済みである事案については、叙位推薦時の改めての協議を不要とすることとし、その旨を推薦省庁に周知することとしたい。

②栄典の候補者として推薦いただくに当たり、内閣府賞勲局が各府省から提出を求めている主な資料は①審査票、②功績調書、③履歴書、④刑罰等調書及び⑤戸籍抄本（除籍抄本）であり、いずれも功績内容等を確認するために必要なものである。

これら5つの資料については、各府省に対し紙媒体の提出を依頼しているが、これは候補者の功績、経歴等や氏名の細かな字体の違いも全て厳重に確認しているためである。ただしこれら資料のうち、①審査票及び③履歴書については、履歴書を作成した際に、履歴書の情報から審査票を作成することができる「審査票等作成支援ツール」を提供しており、「審査票等作成支援ツール」を使用して審査票及び履歴書を作成いただいた場合には、電子媒体での提出を可能としているところである。

また、④刑罰等調書及び⑤戸籍抄本については、ほかに当該書類に記載された情報を確認するための代替資料がなく、また当該資料は紙媒体以外での入手手段がないため、紙媒体での提出を依頼しているところであり、引き続き紙媒体の提出にご協力願いたい（戸籍抄本等をPDF化した場合、真正性の担保及び複製防止のための透かし文字により戸籍抄本等に記載された内容の確認が困難になる）。

③総務省においては、地方公共団体向けに地方自治関係の栄典事務執行にあたっての参考として作成している「栄典関係事務提要（地方自治関係）」上、叙位・死亡叙勲に係る申請手続書類の当省への提出時期を、「死亡日を含み2週間以内」と記載しているところ、内閣府提出期限の5日前までとするよう記載を変更する（これにより、現行の取扱いに比して提出期限が最大3日後ろ倒しになる見込み）。

なお、死亡叙勲については、勲章は本来着用するものであり、功労ある者が死亡した場合には、その発令日は生前最後の日（死亡日）とされている。このような考え方に基づいて、御遺族へ速やかに勲章の伝達を行う観点から、閣議決定・御裁可の手続は死亡の日から30日以内に完了させることとなっている。ただし、死亡叙勲の手続期間に関する制限については、「外国及び遠洋における死亡、その他やむを得ない特別な事情がある場合は、この限りではない」としている。

④春秋叙勲については、生涯にわたる国家・公共に対する功績を総合的に評価して行われるものとされており、生涯における功績がある程度固まった時期をとらえて顕彰する考え方に基づき、「春秋叙勲候補者推薦要綱」（平成15年5月16日内閣総理大臣決定）において、70歳以上の者が叙勲候補者となることと定めている。なお、精神的・肉体的に労苦の多い業務又は人目に付きにくい分野での業務に精励した者については、対象者を55歳以上の者としている。

高齢者叙勲については、春秋叙勲の対象となる功労を有しながらも諸般の事情により、極めて高齢となってもいまだ授与されていない者のうち、年齢88歳になった者に対して、米寿の機会を捉えて、春秋叙勲とは別に授与

するもので、昭和 48 年 6 月以降、毎月 1 日付けで実施している。

御指摘の候補者の対象年齢については制度の根幹に関わることであるところ、引き続き、春秋叙勲及び高齢者叙勲の趣旨に沿って、適切な運用に努めてまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

①叙勲受章時に既に協議済みの事案の事前協議を不要とすることについて、各府省庁において同様の取扱いとしていただくよう御検討いただきたい。

叙位の申請時の功績調書、履歴書の提出は、叙勲受賞時以降に新たな功績が追加された場合に限り必要とするように御再考いただきたい。

②功績調書は電子媒体での提出を可能とするよう御再考いただきたい。

刑罰等調書、戸籍抄本は、原本の確認が必要な特段の理由がある場合のみ紙媒体での提出を求めるよう御再考いただきたい。

③総務省において提出期限が後ろ倒しになることを踏まえ、各府省庁においても同様に後ろ倒しとするよう御検討いただきたい。

④高齢者叙勲は、対象年齢を喜寿の 77 歳などに引き下げることが御検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

各府省からの第 2 次回答

①前段の「叙勲受章時に既に協議済みの事案の事前協議を不要とすることについて、各府省庁において同様の取扱いとしていただくよう御検討いただきたい」とのご提案については、栄典環境に係る事前協議について、叙勲受章時に既に協議済みである事案については、叙位推薦時の改めでの協議を不要とする（叙勲受章以降に生じた事案のみ協議を要する）旨を令和 7 年度内に各省庁栄典担当者に対し事務連絡により周知する予定である。

後段の「叙位の申請時の功績調書、履歴書の提出は、叙勲受賞時以降に新たな功績が追加された場合に限り必要とするように御再考いただきたい。」のご提案については、以下の理由により、実現に向けた検討は困難である。

叙位も叙勲と同様に、各府省に提出を求めている主な協議書類は、①)審査票、②)功績調書、③)履歴書、④)刑罰等調書及び⑤)除籍抄本であり、いずれも功績内容等を確認するために必要なものである。叙位と叙勲は、いずれも「栄典」のひとつであるが、制度としては別のものであり、審査基準等も異なる。そのため、叙位の推薦があった場合は、過去に叙勲を受章しているか否かにかかわらず、当該候補者について①～⑤の資料に基づいて審査を行っている。その基礎となる功績調書及び履歴書については、叙勲受章後に新たな功績の追加がない場合であっても、それを含めた全体の内容について、推薦省庁及び推薦元において十分に確認し、正確を期していただく必要がある。このため、これらの書類の提出を省略することは認められないと考えている。

②叙勲は閣議決定・ご裁可等を経て発令、広く一般に周知されるものであるところ、仮に候補者の氏名等が誤っていた場合、閣議決定を取消し、その回の叙勲で当該候補者が叙勲を受章できなくなる、かつご本人の名誉も傷つけるといった事態にもなりかねない。

上記のような事態を起こさないようにするためにも、内閣府はデータ上での確認だけでは不十分だと考えており、紙媒体を目視にて全て厳重に確認しているところであり、紙媒体の提出に引き続きご理解とご協力を願いたい。

さらに、刑罰等調書及び戸籍抄本について、当該書類に記載された情報は候補者を審査するに当たり必ず必

要な情報であり、刑罰等調書及び戸籍抄本の原本の確認が不要となる場合はない。

③地方自治体から推薦府省等への上申に関して、その期限を含めた手続については、各府省等における個別の事情等を踏まえて運用されていると承知しており、内閣府においてはその内容について把握する立場になく、一律に上申の期限を定めることは適当ではないと考えている。

④高齢者叙勲については、春秋叙勲の対象となる功労を有しながらも諸般の事情により、いまだ授与されていない者のうち、年齢 88 歳になった者に対して、米寿の機会を捉えて、春秋叙勲とは別に授与するものであり、引き続き、その趣旨に沿って、適切な運用に努めてまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号	352	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直し

【提案と類似の支障を有する制度等】

災害援護資金(岩手県、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、福島県、熊本市／内閣府)

提案団体

長野県、山形県、埼玉県、長野市、岡谷市、須坂市、中野市、飯山市、箕輪町、小布施町、高山村、全国知事会、指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

障害福祉分野の自立支援給付費等に関して、市町村が不正等を行った事業者に対して自立支援給付費等の返還を求めたことにより、国庫負担金を返還する必要性が生じた場合において、当該事業者からの返還金の徴収について市町村が十分努力したにもかかわらず、事業者の経済状態から客観的に徴収不能である場合などやむを得ない事情があると認める場合には、国庫負担金の全部又は一部の返還を免除することを求める。

具体的な支障事例

【提案の背景】

令和6年の地方分権改革に関する提案募集において議論がされたが、市町村の支弁によるものであり、市町村が返還をすべきであるという結論であった。しかしその後も支障は依然としてあり、当県では令和7年度国の施策並びに予算に対する提案・要望においても引き続き要望を行った。また、全国市長会においては、「理事・評議員合同会議決定 令和7年度国の施策及び予算に関する提言」(令和6年11月14日)の中で、自立支援給付費等におけるやむを得ない事情による負担金の返還の取り扱いについて制度を見直すよう提言しており、二十一大都市心身障害者(児)福祉主管課長会議においても、「令和6年度障害者福祉施策に関する要望書」(令和6年7月)で取扱いの見直しを求める要望が提出されているなど、全国的に見ても、対応の必要性の高い課題となっている。

【現行制度】

都道府県等(都道府県、政令指定都市又は中核市をいう。以下同じ。)は、事業者の指定を行い、市町村は、障害福祉サービス等を提供した指定事業者に対して、自立支援給付費等(財源:国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)を支払っている。

指定事業者が不正を行った場合、都道府県等が行政処分や勧告を行い、市町村は、その処分等を受けて、自立支援給付費等に係る返還金の徴収(不正利得の徴収)を行うこととなっている。

市町村が不正利得として返還を求めた額は、法に基づく費用とはいえないことから、市町村は、負担金の実績報告書を訂正するとともに、国庫負担金が過大に交付されている場合には、事業者からの返還の有無を問わず、過大交付額を一般財源により返還することとなっている。

【支障事例】

当県は、令和5年12月に、不正の手段により指定を受けたとして、指定障害児通所支援事業者に対して、指定取消処分を行うとともに、当該事業者に障害児通所給付費を支払っていた市町村に対して、給付費の返還を求

めるよう依頼した。

当該事業者は資力に乏しく、徴収困難となる公算が高いことから、市町村によっては1億円弱の国庫返還が見込まれる。

【制度改正の必要性】

全国的に、障害福祉サービス等を提供する事業者は営利法人を中心に増加しているが、一方で、不正が確認された場合には厳正な対応を行うことが求められていることに応える形で、都道府県等による障害福祉サービス等事業者に対する行政処分の件数も増加している。

自立支援給付費等の支給に関して、市町村は関係法令等に基づき適切な事務執行の責務を果たしているにもかかわらず、徴収困難となった返還金に係る国庫負担分についても、市町村だけにその責任を負わせることは、酷である。生活保護や介護保険制度では、消滅した債権額等の控除あるいは不納欠損額の報告による精算が行われており、自立支援給付等の国庫負担金についても同様の仕組みが必要と考えている。なお、これら生活保護及び介護保険制度における措置によって受給者や事業者の不正等に繋がっているとの事実はないものと認識しており、かつ、あくまで、指定事業者の不正発生の予見や抑止が困難な事案において、徴収に努力を尽くした上でも回収困難となった場合等の取扱いを求める趣旨であることから、当該措置の実現が指定事業者の不正増加につながることはないと思料される。

【その他】

国民健康保険における診療報酬についても、未回収の返還金を市町村等が国に返還することについて見直しを求める提案が令和7年提案の一つとして提出されているところであり、自立支援給付費等のみならず、同様に徴収困難な返還金を市町村等が負担することとなっている類似の制度についても、見直しをされたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

指定権者である都道府県等にあつては、不正を行った事業者に対し、市町村による国庫負担金の肩代わり返還のおそれを心配することなく、厳正な措置を講じることができる。

市町村にあつては、都道府県等による事業者に対する行政処分や勧告に起因して突如発生する国庫負担金の肩代わり返還により、地方自治の根幹をなす重要な一般財源を失うことなく、市町村自らの判断と責任による自主的・自立的な行政運営により、増大する役割に責任をもつて的確に対応し、地域で必要とされるサービスの充実を図ることができる。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条、第29条、第49条、第50条、第92条、第95条

指定障害福祉サービス事業者等監査指針4(5)

障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱

児童福祉法第21条の5の3、第21条の5の7、第21条の5の23、第21条の5の24、第51条、第53条、第57条の2

指定障害児通所支援等事業者等監査指針4(5)

障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条第1項、第18条第1項、第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、岩手県、花巻市、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、福島県、ひたちなか市、上尾市、瑞穂町、燕市、高岡市、名古屋市、一宮市、津島市、高槻市、茨木市、寝屋川市、兵庫県、長崎市、熊本市、沖縄県

○令和5年度に不正受給による給付費(約2億円)の返還を求める事案が発生しており、現在告訴中である。事業者の所有する不動産を差し押さえる等の対応を行っているが、全額返還は困難であり、当市の負担となって

いる。

○当市においても指定取消処分を受けた事業者が実質的に廃業状態であったため、返還金の徴収ができず不能欠損処分となったが、当該分について国庫へ返還した事例がある。負担金であるため、国及び都道府県も負担割合に応じて、負担すべきであると考え。

○当市では、現在までに指定取消等による給付費返還事案はないが、今後そのような事案が発生した場合、給付費の返還ができない事業所もあると考えられる。その場合、市による負担金返還の肩代わりは不合理と考える。

○事業者の不正に対し、県などが行政処分や勧告を行った場合は、市町村はその処分等に伴う自立支援給付費等に係る国及び県への負担金の返還を行うこととなっている。市町村の対応に瑕疵がなく返還金の徴収が困難となった場合においても、市町村の負担により国及び県に返還せざるを得ない現行制度では、市町村の負担は大きい。生活保護費では、やむを得ない事由による場合は、不納欠損額の報告による債権額の控除が行われており、自立支援給付費等においても同様の対応を検討いただくなど、現行制度の早急な見直しをお願いしたい。

○そもそも自立支援給付費等の金額および支出負担が増大しているなか、事業所の不正請求によりさらに市町村が負担を被っている状態である。金額も多額であり、市町村の運営に支障をきたしている。

○介護保険制度とは異なり、事業者から回収できない分を全ての市町村が負担しなければならない事情も考慮すること。また、過誤についても原則として差額により調整できるような措置を講じること。

国に要望(16 都道府県障害福祉主幹課長会議)

○事業者からの返還金の徴収において、事業者から徴収不能である場合には、市町村の国庫返還により、市町村の想定以上の持ち出しが生じてしまう。

○指定取消等処分を受けた事業者に資力が無く返還が見込めない場合、国庫負担金が過大に交付されている場合、過大交付額は市の一般財源より返還することになってしまう。

【提案と類似の支障を有する制度等】

○障害者自立支援給付費にかかる返還金と同様に、市町村に財政負担が生じる例としては、災害援護資金の貸付制度が挙げられる。熊本地震を受けて当市が貸付を行った災害援護資金について、償還期限が迫る中、借受人からの償還が難しい場合には、市町村が未償還分について肩代わりして国に返済しなければならなくなる。通常の災害において貸付金の償還免除が認められるのは、借受人が死亡、重度の障害を受けた場合や破産した場合に限られているが、東日本大震災では生活困窮を理由とする償還免除が特例として認められている(その場合、市町村から県、県から国への償還も免除される。)。しかしながら、災害がもたらす個人の日常生活への影響は、災害の規模とは関係がなく、また、被災による生活困窮から抜け出せない被災者がいることから、熊本地震をはじめとする他の災害でも生活困窮を理由とする償還免除が可能となるよう、制度改正を求める。

○障害者自立支援給付費に係る返還金については、当県でも類似のケースがあり、市町村による肩代わりは問題があると考えている。

また、これに類似するものとして、東日本大震災に係る災害援護資金についても、借受人の高齢化や生活困窮、行方不明等を理由とした滞納が県内自治体で発生しており対応に苦慮しているが、その背景には、障害者自立支援給付費と同様の制度的な構造があることから、あわせて見直しを求める。(当団体のほかに同様の意見が県・市・町から計 16 件提出あり)

各府省からの第 1 次回答

本要望については、昨年度も同様の要望があり、対応について検討し、関係省庁とも協議の上、回答しておりであるが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく介護給付費等については、市町村が事業者の請求を審査の上、支給することとされており、事業者の不正利得に対する返還請求についても市町村が行うこととされています。

また、介護給付費等は、市町村の支弁とされており、その一部について国が負担することとされており、国庫負担金を交付しているところです。

こうした制度に基づき、当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。)における「補助金等」に該当し、過大に交付されている場合は、補助金適正化法第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、国は市町村に対してその返還を命じなければならず、それに応じて市町村は過大交付額を国に返還いただく必要がある一方、あくまで市町村が支弁し、支給するとされているものの一部を国が負担するものであることから、補助金適正化法における「間接補助金等」には該当せず、補助金適正化法第 18 条第 3 項の規定に基づく返還命令の全部又は一部の取消しも適用はされませ

ん。

一方で、事業所の不正や算定誤りによる過大請求を未然に防止することは重要であることから、国としては、都道府県に対し、障害福祉サービス事業所等サポート事業等も活用いただき、市町村を集めた研修会・勉強会を開催することや、審査・確認の二重チェックを行うことなど、市町村への適切な助言等を行っていただくよう、引き続き周知してまいります。また、事業者の質の確保・向上等を図る観点から、事業所指定の在り方についても検討してまいります。

【災害援護資金(内閣府)】

災害援護資金制度は、

- ・給付ではなく、返済を前提とした貸付制度であること
- ・税金を原資としている以上、国・地方自治体の債権を保全する必要があること
- ・期限どおり返済されている方もいること

を踏まえると、免除の要件を緩和することは困難である。

なお、東日本大震災については、地震及び津波並びにこれに伴う原子力発電所事故により、東日本の広範な地域に未曾有の被害がもたらされたことを受け、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)及び関係政令により、様々な特別の措置がとられ、災害援護貸付金についても、償還期間の延長や特例的な免除を可能とするなどの、特別な措置がとられたものである。

債権管理業務にあたっている被災自治体において、可能な限り円滑な事務処理を進めていただけるよう、債権管理に関するノウハウや他の自治体の取組事例を共有するなど、必要な支援を進めてまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

法令上、介護給付費等の不正利得の返還請求事務を市町村が担い、返還の取消しに係る規定も適用されないとの回答だが、そうした制度の是正が必要であると考え、法改正により措置すべき事項も含めて検討される地方分権改革に提案したものである。

さらに、過大請求の未然防止が重要との主張であるが、現場の実態を正確に理解していただきたい。地方公共団体は限られた人員で出来る限りの対策を講じているほか、審査時は既に県・市町村による二重チェックを実施している。

当提案の契機となった返還の原因である不正請求は、虚偽の指定申請、個別支援計画の遡り作成、実態のない支援記録や署名・押印の偽造等、初めから行政を欺くことを目的とした悪意ある行為によるものであり、事業者はその事実の発覚を防ぐため、出勤簿やシフト表の偽造、監査時の口裏合わせ等、巧妙に準備を重ねており、運営指導で見抜くことは極めて困難である。実際、これらの行為の多くは、施設従事者や利用者による通報を契機に発覚している。

市町村の審査等に何ら落ち度がないにもかかわらず、悪意ある行為の肩代わり返済を求めるのは不合理であるため、市町村のみに負担させるのではなく、制度設計者として障害福祉サービス等の適切な提供を確保する立場にあり、負担金を拠出している国も、一定の負担をすべきである。

令和3年度地方財政白書において、「さまざまな行政ニーズに適切に対応するためには、一般財源の確保が極めて重要」と記載されているとおり、一般財源は地方公共団体の行政サービスに投入されるべきものであり、それを不正請求の穴埋めに充てることは、到底納税者たる住民の理解を得られるものではない。

以上より、法令の定めと一蹴せず、制度を見直すことを、切に願います。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【花巻市】

「事業所の不正や算定誤りによる過大請求を未然に防止することは重要」とは言うが、事業所の指定・指導権限は都道府県にあり、市町村において「不正による過大請求」に対して給付費の支給(国保連からの請求)時に即時的に対応することは困難と思われる。そのような事態が発生した場合に、給付費の返還徴収まで市町村の責任で行うことは、市町村の負担が大きい。加えて、事業所(事業者)が指定取り消し等により廃業等に至った場合、返還額の全額徴収が困難(その時点で事業者側に返還に対応できるだけの資産等がない)となり、該当分の負担金については市町村が負担して返還しなければならないため、ある意味「逃げ得」ともいえる事態になると思われる。市町村にのみ負担を求めるのではなく、都道府県や国においても一定程度責任を負っていただくような制度となるよう、引き続き検討をお願いしたい。

【高岡市】

本提案は、市町村に過失がないにもかかわらず、不正等を行った事業者の破産等により自立支援給付費等の

徴収が不能となった場合に、国庫負担金の全部又は一部の返還を免除することを求めるものである。第1次回答では、補助金適正化法における返還命令の取消しは適用されないとの見解が示されたが、本提案は、徴収不能時における市町村の財政的負担の軽減を求めるものである。生活保護制度においては、不納欠損処理による債権整理が制度化されており、行政処分等に伴う自立支援給付費等の返還に係る現行制度においても同様の対応が必要であると考え。このことから、自治体財政に過大な負担を生じさせないよう、制度の早急な見直しを求めるものである。

【高槻市】

現在の障害者総合支援法及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規程上は、当該提案の内容を実現することが困難であることは承知しているが、多くの地方自治体から共同で提案が出ていることを踏まえて、地方自治体に一方的な負担を強いることのないよう、支障の原因となっている関係法令の改正等を検討していただきたい。

【茨木市】

障害福祉サービスはその性質上、国、都道府県、市町村がそれぞれに財政的な責任を分担する規定となっており、市町村が義務を適切に果たしているにもかかわらず、その損害を市町村のみが負担するべきものとの一次回答については、再度検討をお願いしたい。

当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律における補助金等に該当するとのことだが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第2条「補助金等とする給付金の指定」において当該国庫負担金（障害者自立支援給付費国庫負担金）は列挙されておらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第18条第1項又は第2項をもって返還命令の全部又は一部の取消が適用されないとの見解には疑義がある。

また、生活保護や介護保険制度では市町村に過重な負担とならないよう、補助金等について消滅した債権額等の控除あるいは不能欠損額の報告による清算が行われており、合理性があると考え。一方、障害福祉制度において少なくとも不能欠損処理となっているような客観的に徴収困難と認められる債権相当額については控除あるいは求償する仕組みがないことは、市町村に一方的な負担を強いていると言わざるを得ず、不合理であると考えられることから、生活保護や介護保険制度と同様に取扱われることが適切と考え。

加えて、中核市を始め、都道府県条例によって移譲されることにより、障害福祉サービス事業者への指導監督権限を持つ市町村もある。適正な監査によって発見された不正請求が、市町村にとって不当な損害になりうる制度の運用のもとでは、適正な指導監督に支障をきたす恐れも否定できない。

これらの課題を踏まえ、障害福祉分野における自立支援給付費国庫負担金においても交付要綱に規定する等により控除あるいは求償する仕組みを早急に整備されたい。

【提案と類似の支障を有する制度等】

【宮城県】

・被災者の生活再建支援という本制度の主旨に則り、被災者の生活に寄り添いながら最大限回収に努めているが、東日本大震災の際は、利率の軽減や償還期間の延長などの特例により、災害援護資金の貸付が強力に推進された経緯もあり、その結果として、借受人の経済的困窮や行方不明等により債権回収できない状況が多数生じている。市町村に何ら落ち度がないにも関わらず、現行制度においては未回収分を市町村が肩代わりして国庫償還しなければならず、市町村の財政運営に支障を来す事態が懸念されることから、やむを得ない事情により債権回収できない場合には都道府県及び国庫への償還を免除するなど、市町村における財政負担の軽減を、国地方の財政規律の観点から強く求めるものである。

・阪神・淡路大震災では、5回・17年の履行延期を経てもなお全額回収に至らず、最終解決手段として兵庫県及び市町村は債権を放棄したが、国は免除や放棄しなかったため、兵庫県が市町村向けに無利子貸付制度を設け、市町村はそれを原資に国庫を償還したという経緯がある。将来的に当県でも県と市町村だけが債権を放棄する事態になることを危惧している。

・今後、南海トラフ地震などの大規模災害が危惧される中、自治体が引き続き制度を利用していくことを前提とするのであれば、貸し倒れリスクを市町村のみが負うことのないよう、保証人や担保を必須化する、または貸し倒れリスクは国が負うなど、制度の見直しを実現いただきたい。被災者の生活再建に向けた他の制度も広がっており、本制度が見直されなければ、貸付という仕組みを維持すること自体が困難と考える。

【熊本市】

本事務について、市町村はあくまで事務の取扱主体であり、未償還部分について原資を貸し付けている国・都道府県ではなく市町村だけが負担しなければならないのは、国・都道府県から市町村への負担の転嫁であり、著しく不合理ではないか。生活困窮者等についても償還免除の対象にするなど、市町村に財政負担が生じることのないよう、制度の見直しを求める。

東日本大震災については、災害の規模を踏まえ、特例を設けたとのことだが、被災による生活困窮は他の災害でも生じるものであり、一般の制度として他の災害にも適用すべきではないか。特に、借受人が生活困窮や

資力不足を理由に償還猶予をしている場合には、当然市町村から都道府県、国への償還も猶予しなければ、一時的にでこそあれ、市町村に財政負担が生じうるため、市町村から都道府県、国への償還期間の猶予を求める。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

本提案は令和6年の地方分権改革に関する提案募集においても提案されており、引き続き、多くの支障事例が挙げられている分野である。事業者の不正等に起因した国庫返還金を当該事業者から徴収することが困難な場合、地方公共団体が当該事業者に代わって国庫に返還しなければならない取扱い、国と地方の費用負担の在り方として適切ではないため、法改正により措置すべき事項も含めて検討される地方分権改革の趣旨に鑑み、法改正による対応も含め、制度の見直しを強く求める。

【全国市長会】

障害福祉サービスの利用者が増加傾向にある状況下においては、事業者の不正請求等事案に伴う返還金が多額になるおそれを十分にはらんでおり、それに伴い、市町村の行財政運営に少なくない影響を及ぼすと考えられるとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。

また、災害援護資金についても、提案と類似の支障を来す制度であるため、市町村だけが未償還分をすべて負担とすることがないように制度を見直されたい。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

第1次回答のとおり本提案は昨年に引き続き提案されているが、本年は全国知事会や指定都市市長会も提案者となっていること、返還の義務を負うことに関し、他制度についても提案がなされていること、個別の自治体要望のほか、全国知事会、全国市長会、全国町村会等の要望でも取り上げられていることから、地方公共団体の言わば総意として見直しが求められており、かつ、現場にとって返還が大きな負担となっていると考えられるため、改めて検討いただきたい。

当該国庫補助については補助金適正化法第18条3項に当たらないとのことであるが、その理由を具体的に示していただきたい。その上でやむを得ず発生する未収納額のすべてを市町村が代わりに返還しなければならない制度は法の不備とも言えるので、市町村の切実な声を踏まえ、見直しを検討いただきたい。

また、介護保険法に基づく介護給付費や、生活保護法に基づく生活保護費においては、要綱や通知上、不納欠損として処理した額は、交付額から控除される収入額には含まず、支給対象経費とされ、肩代わりが発生していない。制度間の整合の観点からも、同様の措置を講ずるべきではないか。

給付費の返還金が徴収できない場合、法の一般原理である比例原則が適用されるべきであり、障害者総合支援法や児童福祉法上、都道府県は事業者の指定や勧告・命令、国は市町村及び都道府県に助言・情報提供・その他の援助や措置を行うこととされていることから、公平性について疑義がある。一律に全額の返還の肩代わりを求めることのないよう、返還を免除すべきではないか。また、市町村について返還免除がされる仕組みになったとしても、市町村はその危険をなお自己負担分について負っている。2分の1の費用を負担者として国もその範囲において危険負担を負うべきではないか。改めて財務省等の法律所管省庁にも確認をした上で回答いただきたい。

地方財政法第10条において、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、自立支援給付等はその円滑な運営のため、国が進んで経費を負担する必要があると規定されている。また、国家賠償=不法行為の損害賠償債務の案件に関する最高裁判所の判例（最判平成21年10月23日民集63巻8号1849頁）では、複数の行政主体が関係する事案における国家賠償義務について、当該事務について費用を負担する者が賠償義務を負うとしている。こうした法の規定や判決における考え方を踏まえると、国も必要な負担を負う責任があるのではないか。

事業者の不正や過大請求の防止が重要であることは否定しないが、提案団体等によれば事業者が巧妙に不正を行い、研修や二重チェック等では看破できないケースも多くある。こうした場合まで含めて返還責任を市町村のみに負わせることは不合理であると考え、改めて制度の見直しを検討いただきたい。

【提案と類似の支障を有する制度等】

<市町村負担の見直しについて>

第1次回答では、期限どおり返済されている方もいることから免除要件の緩和は困難とのことであるが、本件はあくまで市町村負担の見直しを求めており、借受人の間の公平性について議論しているものではないため、御

指摘の点は当たらない。また、国・地方公共団体の債権保全の必要性を主張されているが、無資力の場合でも10年間経過しないと免除されない仕組みとなっており、その間市町村も償還に向けて必要な努力を行った上で、なお未償還として残る部分を全額市町村負担とすることについて、市町村が危険負担を負わなければならないのはなぜか。市町村に対する負担として重すぎるのではないか。

市町村も貸付時の審査事務を通じて責任を負っていること、また、そもそも貸付制度であり返済を前提とする制度であることから市町村が負担すべきとの見解であるが、都道府県・国が原資を負担していること、特に、国においては、災害対策基本法第3条第1項において「組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務」を有していること、また、同条第2項において「災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない」とされていること、さらに、災害弔慰金法第19条において災害援護資金の貸付けの申請機会確保のための制度の周知徹底が規定されており、市町村に貸付けを促す立場にあることを踏まえると、都道府県・国がリスクを負うべきではないか。

特に、行方不明者や少額償還者に償還免除の対象を拡大することで、市町村が肩代わりしなければならない支障の多くは解決可能であることから、これらについても償還免除の対象に加える必要があるのではないか。

上記の点について、関係府省と協議の上検討していただきたい。

＜東日本大震災の特例の一般の災害への適用拡大について＞

東日本大震災に認められる償還猶予及び償還免除の特例（以下「東日本特例」という。）について、被災による生活困窮は災害の規模に関わらず生じるものであり、一般の制度として他の災害にも適用するべきではないか。特に、償還猶予における東日本特例については、市町村の立て替え負担がなく都道府県・国への償還がなされる制度となっているため、通常の場合であっても、東日本特例と同様に市町村の立て替え負担のない制度が可能ではないか。

なお、現行制度でも地方自治法施行令及び債権管理法の規定によって償還免除が可能であるとのことだが、当該規定に基づく償還免除は、今回のような国費や県費負担による貸付けの場合には、都道府県・国において、借受人の資力等を踏まえて個別に償還の見通し等、無資力の要件に該当するか否かを判断する必要があると思われることから、都道府県及び国での事務負担を考慮すると事実上困難ではないか。

各府省からの第2次回答

1次回答で回答したとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく介護給付費等については、市町村が事業者の請求を審査の上、支給することとされており、事業者の不正利得に対する返還請求についても市町村が行うこととされています。

また、介護給付費等は、市町村の支弁とされており、その一部について国が負担することとされており、国庫負担金を交付しているところです。

こうした制度に基づき、当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）における「補助金等」に該当し、過大に交付されている場合は、補助金適正化法第18条第1項又は第2項に基づき、国は市町村に対してその返還を命じなければならない、それに応じて市町村は過大交付額を国に返還いただく必要があります。一方、あくまで市町村が支弁し、支給するとされているものの一部を国が負担するものであり、また、介護給付費等は支給決定を受けた障害者等に支給するものを法定代理受領方式により事業者を支払っているものであることから、補助金適正化法における「間接補助金等」には該当せず、補助金適正化法第18条第3項に基づく返還命令の全部又は一部の取消しも適用はされません。この点、本制度の扱いについては、関係省庁との協議が必要な内容であり、また、上記の現行制度の趣旨及び目的に鑑みて、極めて慎重な検討が必要です。

一方で、事業所の不正や算定誤りによる過大請求を未然に防止することは重要であることから、国としては、都道府県に対し、障害福祉サービス事業所等サポート事業等も活用いただき、市町村を集めた研修会・勉強会を開催することや、審査・確認の二重チェックを行うことなど、市町村への適切な助言等を行っていただくよう、引き続き周知してまいります。また、事業者の質の確保・向上等を図る観点から、事業所指定の在り方についても検討してまいります。

【災害援護資金（内閣府）】

災害援護資金制度は、

- ・給付ではなく、返済を前提とした貸付制度であること
- ・税金を原資としている以上、国・地方自治体の債権を保全する必要があること
- ・期限どおり返済されている方もいること

を踏まえると、まずは返済に向けてご努力いただくことが原則であると考えます。

市町村において債権放棄を行うことは、借受人の返済を免除することと同じであることから、上記の観点から、

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)に定める免除事由以外の免除を認めることは困難であり、市町村が債権放棄した際に、国が当該債権に係る国への償還金の一部又は全部を負担することも困難である。

同法に基づき免除が行われた場合には、国及び都道府県に対する償還を免除することとしており、一定程度負担は行っているところである。

また、東日本大震災に係る災害援護資金については、一次回答で述べたとおり、未曾有の被害がもたらされたことを受け、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成 23 年法律第 117 号)及び関係政令、並びに災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号)により様々な特別の措置がとられたものである。

債権管理業務にあたっている被災自治体において、可能な限り円滑な事務処理を進めていただけるよう、債権管理に関するノウハウや他の自治体の取組事例を共有するなど、必要な支援を進めてまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号	372	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

内閣府(防災担当)と消防庁において都道府県担当者名簿を適切に作成・共有すること

提案団体

静岡県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

内閣府(防災担当。以下「内閣府防災」という。)及び消防庁において防災・消防に関する通知等を都道府県に発出しているが、宛先が明確でなくどこに到達しているか確認できない。特に消防庁は消防関係通知について、防災担当に送付しているため、内閣府防災と消防庁において、都道府県担当者名簿を適切に作成・共有してほしい。

なお、内閣府防災と消防庁が所管する防災関係業務は重複する部分も多いため、平時の照会窓口、各業務担当、緊急時連絡先等の区分ごとに、一括して担当者照会を行ってほしい。

具体的な支障事例

消防に関する照会や通知が防災担当課に到達しているが、消防担当課に到達していないことがある。内閣府防災及び消防庁からの通知には宛先の記載が無く、BCC での送信のため当県のどの部署に到達しているか確認できない中、ショートな依頼も多く、都度各課に送付されているかを確認し対応することの負担が大きい。

【照会・通知件数】
令和7年2月の1ヶ月で内閣府防災及び消防庁からの通知約 30 件(気象情報やワーキング案内、緊急事態対応等を除く)

【具体的事例】
消防庁に「防災関係照会窓口担当」「自主防災組織担当」などの担当者名簿を依頼され、提出している。今回令和7年2月5日付け「防災意識向上プロジェクト」における語り部の推薦について(依頼)「(消防庁国民保護・防災部防災課 地域防災室住民防災係発出)」が送付されてきたが、メール本文に「防災関係照会窓口担当」「自主防災組織担当」宛と記載があった。そのため、担当課にも当然に到達していると認識していたところ、「防災関係照会窓口担当」の一つのアドレスにしか到達しておらず、事務作業に支障をきたした。

令和7年度からは、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和6年 12 月 24 日閣議決定)に基づいて、消防庁からは調査・照会(一斉調査)システム上の通知・照会が行われているが、これとは別にメールのみで送付される通知・照会もあり利用が徹底されていないこと等により、システム・メールの両方を確認する必要があり事務負担の軽減には十分に繋がっていない。

また、内閣府防災からは、消防庁に提出している名簿の連絡先にメールが届くほか、「消防防災所管部局宛」というメールが、照会に基づいて提出した名簿外の宛先に到達しているなど、煩雑である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

適切な担当課へ通知が到達することで、庁内での担当確認作業削減につながり業務が効率化される。また、国からの依頼について漏れがなくなるため、国のリマインド作業の削減が見込まれる。

なお、前述のとおり、調査・照会（一斉調査）システムの活用による負担軽減が果たされていないほか、消防庁及び内閣府防災から防災に関する類似の通知があり、自治体としては確認する手段が増えているだけであるため、内閣府防災及び消防庁からの防災に関する通知経路を一元化することが双方の事務改善につながると思われる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、島田市、高知県、宮崎県、沖縄県

○事務の効率化のため、業務毎の窓口、担当者リスト等の作成及び共有、ピンポイントの通知、照会については必要であると思われる。

各府省からの第１次回答

消防庁が都道府県宛てに通知等を送付する際の都道府県担当者連絡先については、庁内各課室においてそれぞれ作成し、管理している。今後、通知等を送付する際には、メールの宛先（BCC）に記載するこれらの連絡先とメール本文中に記載する宛名との整合性を図るよう、徹底することとする。

業務分別により連絡先を個別に管理する必要がある場合を除き、内閣府（防災担当）と消防庁で共通する防災関係の都道府県担当者連絡先については、消防庁が取りまとめて作成し、内閣府（防災担当）と共有することとする。

また、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）を踏まえ、調査・照会（一斉調査）システムの活用について、現在準備中であり、準備完了後には、消防庁が行う調査及び通知については、メールではなく同システムから連絡されることとなる。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

消防庁において、防災業務別担当一覧を適切に庁内及び内閣府（防災担当）に共有していただきたい。また、都道府県が担当連絡先の照会で回答していない「消防防災所管部局」等の宛名を使用しないよう、都道府県から回答した連絡先と通知先の整合性を図ることを徹底していただきたい。

調査・照会（一斉調査）システムの活用については、現在消防庁内の一部課室で活用されている。活用できていない課室におかれては、速やかに対応していただきたい。本システムが正常に活用されることで上記の課題（送付先の徹底）が解決されると思料する。

消防庁のみならず、内閣府（防災担当）においても同様の対応をしていただくようお願いしたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第２次回答

業務分別により連絡先を個別に管理する必要がある場合を除き、内閣府（防災担当）と消防庁で共通する防災関係の都道府県担当者連絡先については、消防庁が取りまとめて作成し、内閣府（防災担当）と共有することとする。

今後、通知等を送付する際には、メールの宛先(BCC)に記載するこれらの連絡先とメール本文中に記載する宛名との整合性を図るよう、徹底することとする。

調査・照会(一斉調査)システムの全庁的な活用に向け、引き続き、準備を進める。